

# 串本町津波防災対策基本計画

## 資料編

資料1 基本計画策定資料

資料2 住民ワークショップの結果

資料3 昭和南海地震による津波浸水域

資料4 避難困難地域抽出結果

資料5 災害時要援護者支援対策の方法

資料6 防災対策事業実施のための方策

資料7 津波避難ビルガイドライン(抜粋)

## 資料1 基本計画策定資料

---

### 1. 串本町津波防災対策基本計画 検討委員会 設立趣旨

津波から地域住民の生命を守るため、課題を検討  
行政サイドの津波防災対策への取り組みの明確化と推進

本州最南端に位置する串本町は、古くから津波の来襲により、大きな被害を受けてきました。近い将来発生するとされている東南海・東海地震によっても大きな被害が出ると予測されており、早急な津波防災対策が必要とされています。

本検討委員会は、地震発生直後に来襲する津波から地域住民や海岸利用者の生命を守るため、串本町、和歌山県および国等の関係者が一体となって津波防災対策を検討するものです。検討委員会では、現状の「ハード対策」「ソフト対策」双方の検証を行い、津波避難計画やハザードマップ策定などの「逃げる対策（ソフト対策）」と、逃げることを補助するための「避難を助ける対策（ハード対策）」について、実現性のある具体的な対策を検討して、防災対策の基本方針と整備目標、整備スケジュール等を盛り込んだ「津波防災対策基本計画書」としてとりまとめます。

## 2. 串本町津波防災対策基本計画 検討委員会設置運営要領

(設置)

第1条 東南海・南海地震による津波から地域住民や海岸利用者の生命を守るため、実現性のある具体的な対策を検討するため、串本町津波防災対策基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 総合的な津波防災対策に関すること。
- (2) ソフト面の整備目標及び整備スケジュールに関すること。
- (3) ハード面の整備目標及び整備スケジュールに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は会務を総務し、会議の議長となる。
- 4 委員長が不在の時は、委員長の指名するものがその任務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、串本町長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要な調査又は検討を行わせるため作業部会を置く。

(事務局)

第7条 委員会及び作業部会の事務局は、串本町防災対策課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年11月30日から実施する。

### 3. 検討委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長	黒谷 努	
和歌山県総務部 危機管理局総合防災課長	小山 陽	
和歌山県福祉保健部 社会福祉局福祉保健総務課長	巽 慎一	
和歌山県県土整備部 県土整備政策局県土整備総務課長	星山 俊二	
串本警察署長	堂坂 清	
和歌山工業高等専門学校環境都市工学科助教授	小池 信昭	
串本町長	松原 繁樹	
串本町保健福祉課長	中山 慶悟	
串本町建設課長	吉川 徹	
串本町消防本部消防長	田中 敏次	
串本町防災対策課長	橋本 新蔵	

### 4. 作業部会・小部会メンバー

近畿地方整備局紀南河川国道事務所	串本警察署
和歌山県総務部危機管理局総合防災課	串本町保健福祉課
和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課	串本町建設課
和歌山県県土整備部県土整備政策局県土整備総務課	串本町消防本部
和歌山県東牟婁振興局県民行政部地域行政課	串本町防災対策課
気象庁潮岬測候所	串本町社会福祉協議会

## 5. 検討委員会・作業部会での検討経過

### (1) 第1回検討委員会・作業部会合同会議

開催日時：平成17年11月30日 13時30分～

開催場所：串本町文化センターAB会議室

- 議題：・串本町での地震・津波予測結果
- ・現状の津波防災対策
  - ・津波防災上の課題及び問題点

#### 主な検討内容及び意見

- ・東海・東南海・南海地震が時間差発生する可能性もあり、その危険性を周知する必要がある。
- ・ハード対策は、逃げることを支援する対策である（ソフト対策を有効にする）。
- ・ハード整備では津波を防ぐことはできず、実施するとしても費用と時間が非常にかかる。
- ・検討にあたっては、住民の意見を十分取り入れるようにしてもらいたい。
- ・災害時要援護者の支援策を検討していく必要がある。
- ・国道への津波警戒標識設置を進めている。



(2) 第2回作業部会

開催日時：平成17年12月20日 13時30分～

開催場所：串本町役場本庁舎別館4階会議室

議題：・津波予測結果及び防災上の課題

- ・各部署で実施している防災対策
- ・図上協議（串本地区南部、有田地区）
- ・全体協議

主な検討内容及び意見

<p>○図上協議での意見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀が倒壊したら、避難は困難</li><li>・自分自身が逃げるのが精一杯で、要援護者を支援する余裕はないのではないか</li><li>・地震発生直後に避難情報を提供する必要がある</li><li>・避難場所に大勢の住民が集まった場合は、入りきらないのではないか</li><li>・浸水区域外の住民は、避難する必要はあるのか</li><li>・西地区や植松地区には浸水しない高くなったエリアがある。こうしたエリアを避難・防災に有効活用するために街づくり全体で検討したらよいのではないか</li><li>・街路が狭いためブロック塀が倒壊したら車椅子など通れない</li><li>・海岸からの船舶や養殖いかだなどの漂流物を考えると被害が甚大だ。防護ネットなども有効だろう。</li><li>・避難困難地域を把握したらその地区の避難困難人口も把握しておく必要がある</li><li>・避難ビルの耐震強度の把握が必要</li><li>・津波避難時に鉄道の線路横断は電車も止まることだしやむをえないだろう</li><li>・漁船の漂流対策も必要ではないか</li><li>・河川からの流入を防ぐ方法はないのか</li></ul>
<p>○全体協議での意見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今年度に2箇所、避難タワーを設置する。</li><li>・被害を受けるという前提の計画も必要。</li><li>・急傾斜地のに階段を設置しているが、さらに上までいけるようにしたいという住民の要望がある。</li><li>・応急搬送用の担架が必要。</li><li>・国道の電光掲示板で、津波情報をリアルタイムに提供するシステムが必要。</li></ul>



(3) 第1回ソフト対策小部会

開催日時：平成18年1月23日 13時30分～

開催場所：串本町役場本庁舎別館1階会議室

議題：・被害シナリオ

- ・各地区の地域要望及び課題
- ・避難困難地域の抽出結果
- ・情報伝達
- ・自主防災組織
- ・災害時要援護者対策

主な検討内容及び意見

○情報伝達について
<ul style="list-style-type: none"><li>・消防本部では体感震度3以上で防災行政無線による警戒放送を行っている。</li><li>・津波情報で0.5m位であると、海岸へ様子を見に行く人がいる。</li><li>・0.5mの津波でも危険である。</li><li>・津波の危険性を周知する必要がある。</li><li>・旧2町で防災行政無線のシステムが異なり、統合・デジタル化が必要。</li></ul>
○自主防災組織について
<ul style="list-style-type: none"><li>・県では平成18年度も「紀の国人づくり塾」を実施するので、活用してもらいたい。</li><li>・防災資格取得補助なども検討して欲しい。</li></ul>
○災害時要援護者支援対策について
<ul style="list-style-type: none"><li>・県社会福祉協議会において「災害時対策にかかる要援護者リストシステム」を運用しており、串本町でも活用が可能。</li><li>・大水崎地区においてモデル事業として取り組んでいる。その中で問題点もある。</li><li>・民生委員の協力が必要。</li><li>・消防本部においても、緊急通報装置設置者の一覧を持っている。</li><li>・町でも障害者などのデータを持っているが、個人情報保護のため地域に出すことはできない。</li><li>・人工透析患者などは早急な医療支援が必要となる。</li><li>・登録にあたっては、本人の同意が必要。</li><li>・データの管理部署を決めて、情報保護の必要がある。</li><li>・支援者自身が逃げられないのに、要援護者を助けられるのだろうか。</li><li>・ハード対策と平行して検討する必要がある。</li></ul>



(4) 第1回ハード対策小部会

開催日時：平成18年1月24日 13時30分～

開催場所：串本町役場本庁舎別館1階会議室

- 議 題：・防災対策の立案
- ・復旧・復興について
  - ・凶上協議（避難困難地域）

主な検討内容及び意見

○防災対策の立案について
・目的を明確にする必要がある（避難困難地域の解消、津波防護）。 ・対策の水準を決めて、短期・中期・長期に分けるべき。
○復旧・復興について
・地震が起きれば、孤立が生じる。助かった命をフォローする必要がある。 ・町役場が被災した場合のバックアップ体制がない。 ・サンゴ台の国道出張所を活用してはどうか。 ・道の駅の防災拠点化も検討課題。 ・津波に耐えるのは難しい。復旧対策に視点をおいてはどうか。 ・災害復旧に対して、国、県、町が一緒に優先順位を検討すべき。
○避難困難地域についての凶上協議
・集落内の道が狭い ・ブロック塀対策 ・国道沿いに避難する ・河口を止めることはできないか ・水路の逆流防止 ・避難タワーの設置 ・一次避難場所から二次避難場所への移動経路 ・漁村事業の活用 ・避難看板の設置 ・海水浴客のための避難標識 ・照明の設置 ・歩道橋を設置して、避難場所にする ・護岸の耐震点検 ・護岸を全てかさ上げするには、景観との調和が必要 ・サンゴ台への新しい道が避難路として活用できる ・車による避難も検討が必要 ・植林による津波減衰 ・道の駅の防災拠点化 ・主要避難路の拡幅

(5) 第2回ソフト対策小部会

開催日時：平成18年2月14日 13時30分～

開催場所：串本町役場古座分庁舎2階トレーニングルーム

- 議 題：・基本計画について
- ・災害時要援護者支援対策
  - ・避難路・避難場所

主な検討内容及び意見

○基本計画について
<ul style="list-style-type: none"><li>・内容について住民の意見を聞く必要がある。</li><li>・避難タワーにスロープが欲しい。</li></ul>
○災害時要援護者支援対策について
<ul style="list-style-type: none"><li>・県社会福祉協議会の登録システムを活用することが可能である。</li><li>・登録の対象範囲について検討が必要。</li><li>・民生委員の段階で本人から同意を得るようにする。</li><li>・実際に津波が来たときに、機能するのか。</li><li>・安否確認のためにも、台帳は必要。</li><li>・避難支援のためにも台帳は必要である。</li><li>・支援者の命も大切である。</li><li>・ソフト対策でだめなら、ハード対策でカバーが必要だが、総合的に考えていくべき。</li><li>・登録は同意・手上げ方式が基本となる。</li><li>・安否確認と避難支援の二つの目的がある。</li><li>・地区にはビルが多くあるが、耐震性の問題から避難ビルとして指定ができない。</li><li>・タワーやビルには、スロープや手すりが欲しい。</li><li>・台帳作成の方向で進める。</li><li>・今後、様式やルール作りをしていく。</li></ul>
○避難場所、避難路について
<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所の収容力について検討が必要。</li><li>・避難場所の鍵の管理が必要。</li><li>・一時避難場所には屋根が必要。</li><li>・災害時出費のための基金を検討してはどうか。</li><li>・安全なまちづくり条例を検討してはどうか。</li></ul>



(6) 第2回ハード対策小部会

開催日時：平成18年2月15日 13時30分～

開催場所：串本町役場古座分庁舎2階トレーニングルーム

議 題：・アクションプログラム

・ハード対策

主な検討内容及び意見

○アクションプログラムについて
<ul style="list-style-type: none"><li>・開口部のゲートは常時閉鎖してもらいたい。</li><li>・海水浴場などに標識設置を計画している。</li><li>・電光表示も検討してはどうか。</li><li>・漁港への避難施設は、タワー又は人工地盤を考えている。</li></ul>
○ハード対策について
<ul style="list-style-type: none"><li>・時間が限られた中での要援護者支援は難しい。</li><li>・ハード対策にも限界がある。</li><li>・開口部をふさげば、津波の第一波だけでも防ぐことはできるかもしれない。</li><li>・まずは、現在の施設の整備が必要。</li><li>・特定利用斜面の整備事業を行っている。</li><li>・海岸の耐震調査を行っており、その結果次第で耐震補強について検討する。</li><li>・海岸堤防等の開口部にゲート設置を進めていく。</li><li>・河川については今後の検討が必要。</li><li>・漂流物対策のためには、強固なフェンスやネットが必要となる。</li></ul>



(7) 第3回作業部会

開催日時：平成18年3月2日 13時30分～

開催場所：串本町役場古座分庁舎2階トレーニングルーム

- 議 題：・小部会での協議結果  
・串本町津波防災対策基本計画（案）

主な検討内容及び意見

○基本計画(案)について
・整備目標とソフト・ハードの目標については整理が必要
・対策体系、個別対策、課題別対策の掲載順序は検討が必要
・個別対策の目標期間は、表現を工夫した方が良い

(8) 第2回検討委員会

開催日時：平成18年3月23日 13時30分～

開催場所：串本町役場古座分庁舎3階大会議室

- 議 題：・串本町津波防災対策基本計画（案）

主な検討内容及び意見

○串本町津波防災対策基本計画（案）
・啓発活動の継続していくことと、内容がマンネリ化しないような工夫が必要
・応急対応マニュアルを作っておく必要がある
・このような基本計画は先進的であり、実行・点検・見直しをしっかりとやる必要がある

計画案について、全委員より承認を受けた



## 資料2 住民ワークショップの結果

### 1. 住民ワークショップの実施状況

地区	実施月日	参加者数
西	平成17年11月10日	23人
目津大浦・神野川	平成17年11月14日	30人
高富	平成17年11月15日	27人
植松	平成17年11月16日	16人
姫	平成17年11月17日	12人
堀笠嶋	平成17年11月19日	23人
出雲	平成17年11月22日	42人
原町・上ゲ地・住吉	平成17年11月25日	30人
有田	平成17年11月27日	53人
中湊・古座	平成17年11月28日	18人
田子	平成17年12月5日	32人
大島	平成17年12月7日	13人
須江	平成17年12月12日	20人
田並	平成17年12月13日	10人
袋	平成17年12月14日	15人
岩淵・古田	平成17年12月16日	19人
伊串	平成17年12月19日	17人
北	平成18年1月11日	23人
南	平成18年1月13日	26人
二色	平成18年1月16日	27人
津荷・田原	平成18年1月18日	16人
大水崎	平成18年1月20日	8人
江田	平成18年1月21日	44人
東	平成18年1月24日	38人
矢ノ熊	平成18年1月26日	54人
和深	平成18年1月31日	43人
鬮野川	平成18年2月6日	17人
合計 27回		697人



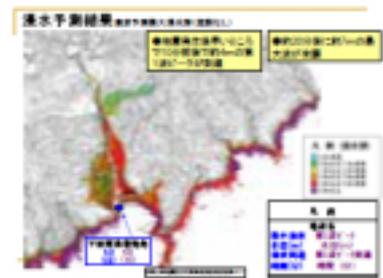
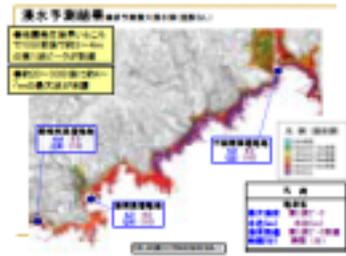
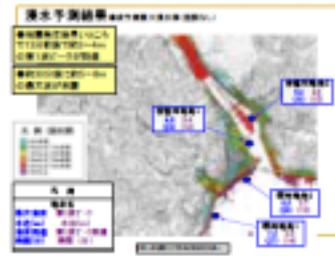
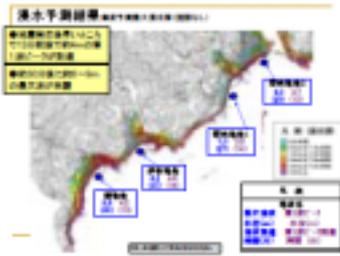


## 2. 住民ワークショップの内容

各地区で実施した住民ワークショップは以下の内容で実施した。

- (1) 開催の挨拶
- (2) 目的と進行手順の説明
- (3) 想定東南海・南海地震の概要と解説、震度分布と津波被害地域
- (4) 図上訓練
  - ① 図上訓練の目的・趣旨説明
  - ② 課題1 地区内の状況確認
  - ③ 課題2 危険・要注意箇所の確認
  - ④ 課題3 津波避難場所、避難路の確認
  - ⑤ 課題4 避難距離、避難時間の確認
  - ⑥ 課題5 逃げ遅れた場合にする
  - ⑦ 課題6 災害時要援護者の誘導・搬送のための共助の方法
  - ⑧ 課題7 地域での取り組み、今後の課題事項
- (5) 各グループから発表
- (6) 質疑応答
- (7) 閉会の挨拶





### 津波に対する心得

- 海水浴や釣りに出かけるときは**携帯ラジオ**を持って行く
- 避難場所(集合や高いビル)を決めておく
- 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または強い地震であっても長い時間停ったとした**揺れを感じたとき**は、直ちに**海浜から離れ、急いで安全な場所**に避難
- 地震を感じなくても、**津波警報が発令されたとき**には、直ちに**海浜から離れ、急いで安全な場所**に避難
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手
- 津波注意報でも、**海岸には近づかない**
- 津波は繰り返し襲ってくるので、**警報、注意報解除まで**警戒ゆるめない

# 串本町 津波避難図上訓練

～安全で迅速な避難をするために～

### 図上訓練の目的

- 地震発生直後には、住民自らが行動することが必要になります。
- 地域のことを一番良く知っているのは、住民の皆さんです。
- 地域の方々同士で、あらかじめ訓練することにより、いざというときに助け合うことができます。
- 避難路や避難場所など、地域の皆さんの意見が非常に重要です。

### 図上訓練ってなに？

☆屋内で地図を使い机上で行う訓練  
机上で地図を広げ、その地図上で災害時の行動を考え、問題点を探る訓練

☆自由な意見交換会  
意見を調整し、理解し合う  
住民の皆さんの視点で考えてください

### 図上訓練で使う物

- ☆地図
- ☆マジック
- ☆付箋・シール
- ☆記入用紙

ビニールシートの上に記入したり、シールを貼ったりして下さい。

### 開始前にすること

☆グループ内で役割分担を決めてください  
リーダー(進行役)・記録係  
☆グループ内に知らない方がいれば自己紹介してください

★ワークシートの最後に、各組の結果を発表していただきます。  
★不明な点は、スタッフに聞いてください。

### 図上訓練で行う課題

課題1 地区内の状況確認  
課題2 危険・要注意箇所の確認  
課題3 津波避難場所、避難路の確認  
課題4 避難距離の確認、避難所要時間と避難時間の把握  
課題5 逃げ遅れた場合にどうするか  
課題6 災害時要援護者の誘導・搬送のための共助の方法  
課題7 地域での取組み、今後の課題事項

### 前提条件

- 午前7時30分
- 強い地震が発生しました。
- 津波に強い揺れが約2分間続きました。
- 住民の方は自宅にいます

※数分後  
防災行政無線で、サイレンとともに大津波の津波警報が発表された。

### 状況付与

- 串本町沿岸には、津波の来襲が予想されます。
- 串本町の津波の高さは？
- 串本町の津波の到達時間は？

※これらなどの情報等に避難する必要もあります。

### 課題1 地区内の状況確認

- 湧水が湧き出るとる区域を確認してください。
- 湧水の深さを確認してください。
- ★自宅の場所を確認して、記入してください(黄色)

- 公共施設(公民館、学校、公園など)
- 防災設備
- ★これらの施設をマークしてください(黄色)

### 課題2 危険・要注意箇所の確認

- ガスタンク、石油タンク
- 河川、橋、トンネル
- 倒壊しそうな老朽空き家屋、ブロック塀
- 鉄塔、塔
- 土砂崩れ危険箇所等
- 水門・橋門

★これらをマーキングしてください(赤色)

### 課題3 津波避難場所、避難路の検討

- 指定避難地または指定避難所以外の近隣避難場所
- 地域内での津波避難場所の候補地
- 自宅から最寄りの避難候補地までの経路

★危険箇所を避けて避難してください  
★緑色でマーキングしてください

### 課題4 避難距離の確認、避難路の見直しと避難時間の把握

- 避難時の歩行速度  
60m/分(通常)⇒10分で600m  
30m/分(歩行困難者)⇒10分で300m

★安全に避難ができるか確認してください  
避難場所・避難路を見直してみてください

### 課題5 逃げ遅れた場合にどうするか

- 逃げ遅れた場合
- 避難場所へ安全に避難ができない場合
- 避難ビルの選定  
浸水深3m → 4階建て以上のビル  
浸水深2m → 3階建て以上のビル

★避難ビル候補地を白のシールでマーキングしてください(白色)

### 課題6 災害時要援護者の誘導・搬送のための共助の方法

- 現状で、どんなことができるか。
- どんな問題が考えられるか

★わかる範囲で災害被害者の居所をマーキングしてください(黄色)

### 課題7 地域での取組み、今後の課題事項

- これまでの取組み
- 地域として取り組むべき課題
- その他問題点

### 結果発表及びまとめ

- 各グループでの話し合った結果
- 今後の問題点

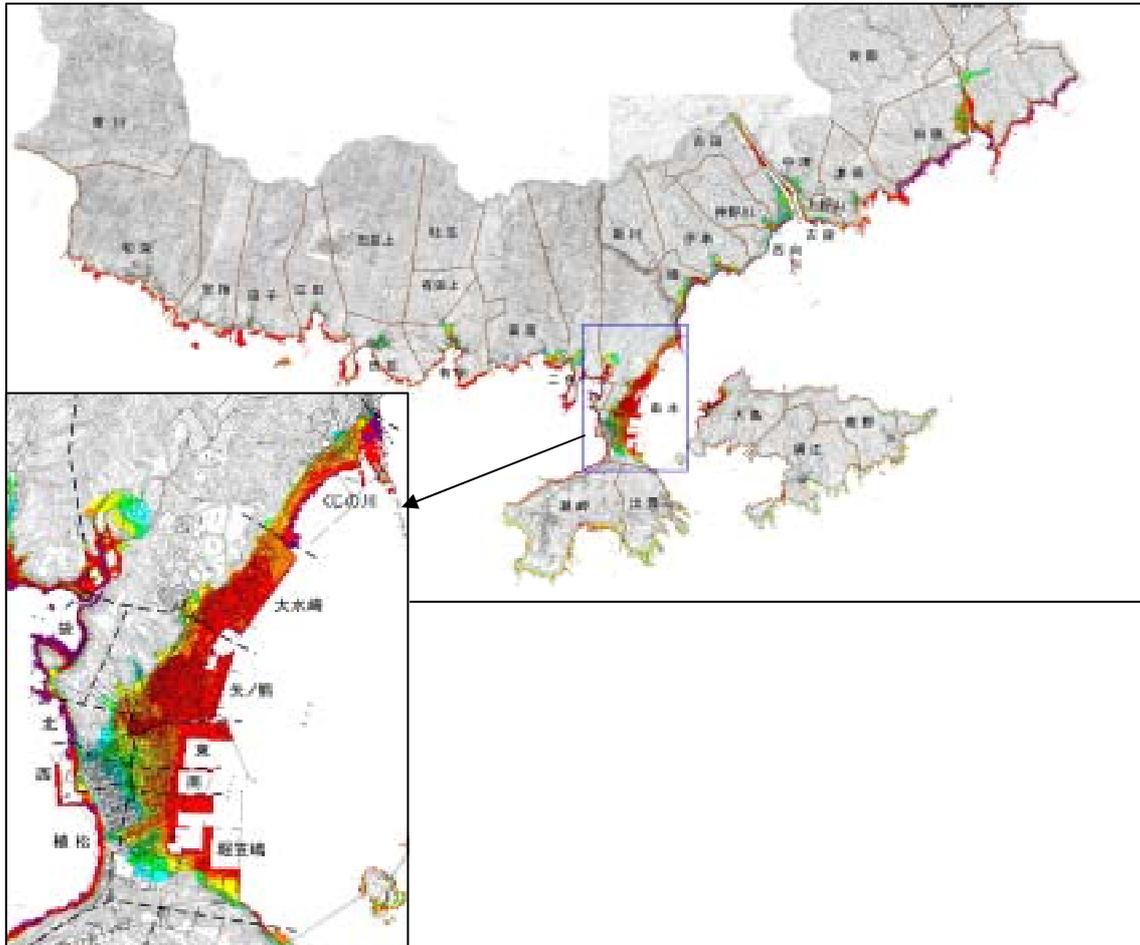
★ 各組の結果を発表していただきます  
(1グループ3分程度)

### 最後に

本日の皆さんの意見をもとに、  
串本町津波ハザードマップ  
串本町津波防災対策基本計画  
を作成し、より一層津波に強いまちづくりを推進します。

### 3. 住民ワークショップ結果のまとめ

住民ワークショップの結果をもとに、各地区別の防災状況及び課題をまとめて以下に示す。なお、人口、自主防災組織の有無、避難困難地域についてはとりまとめにあたり加筆したものである。



串本町の地区区分

地区別の防災状況及び課題

項目	和深	安指	田子	江田
人口 (H17.9.30現在)	872	238	142	121
自主防災組織			○	
浸水状況	浸水家屋はほとんどない	安指川沿いの家屋が浸水	田子川沿いの家屋が浸水	沿岸部及び江田川沿いが浸水
危険箇所等	橋、鉄道、ブロック塀、土砂崩れ		土砂崩れ、石垣、ブロック塀	ブロック塀、空家土砂崩れ、橋
避難場所	指定避難場所（中学校、公民館、地区会館など） 駅、線路	指定避難所（小学校など）までやや距離がある	近くの高台	指定避難場所（寺） 裏山、JR線路
避難路の問題	河川の横断	河川の横断	ブロック塀の倒壊 急傾斜地の崩壊	JRガードを横断
避難距離・時間	50～150m 3～10分		70～800m 3～12分	10～300m 1～10分
避難困難地域	なし	なし	なし	なし
逃げ遅れ対応			近くの田畑を利用 救護責任者が逃げ遅れ確認	近くの高いところ
要援護者対応	高齢者率 36.0% 様子をみてから助ける 自動車の使用	高齢者率 50.0%	高齢者率 55.6% 老人多く共助不可 重病者搬送方法検討中	高齢者率 52.9% 家族、近所の協力
その他課題 (住民意見)	役場からの連絡が遅い ラジオが入らない		避難袋の中身チェック	
これまでの取り組み	海拔表示板		発電機、消火器、 担架の購入 防災訓練	
今後の取り組み			避難訓練	地域のコミュニケーション 笛、ヘルメットの用意
地域要望等	防災行政無線が聞こえにくい 食料・水の備蓄 避難用具、備蓄倉庫 ラジオの電波を改良して欲しい		誘導、搬送器具の設置 救急訓練の実施	消火ホース 担架 避難路の増設・整備 無線機 避難場所への備蓄

地区別の防災状況及び課題

項目	田並	有田	高富	二色
人口 (H17.9.30現在)	695	575	399	455
自主防災組織	○	○	○	○
浸水状況	田並川沿いの地区 中心部が広く浸水	沿岸部及び有田川 沿いの集落全体が 広く浸水	沿岸部及び高富川 沿いの広い範囲で 浸水	二色川沿いの集落 全体やR42号沿い の沿岸部が浸水
危険箇所等	土砂崩れ、橋、高 架、港、水門、ブ ロック塀、老朽家 屋	土砂崩れ ブロック塀、老朽 家屋、	土砂崩れ 橋、ブロック塀、 空家、池、水門	土砂崩れ ブロック塀 橋
避難場所	指定避難場所（寺、 中学校、駅前） 近くの高台など	指定避難場所は浸 水 近くの高台（斜面）	指定避難場所（小 学校）へは川の横 断が必要 近くの高台など	指定避難場所（小 学校、寺、高台） 近くの高台（斜面）
避難路の問題	河川、鉄道で避難 路分断	密集した集落 ブロック塀	河川の横断	河川、鉄道で避難 路分断
避難距離・時間	20～250m 1～10分	50～400m 2～6分	150～350m 3～10分	10～600m 1～10分
避難困難地域	国道42号沿いを 含み河川右岸部の 密集集落地が避難 困難	河川左岸の密集集 落地が避難困難	なし	なし
逃げ遅れ対応		高台の居宅を利用 大声で叫ぶ	裏山に緊急避難	近くの高いところ
要援護者対応	高齢者率40.3% 自主防にて介助	高齢者率40.2% 声かけ避難 担当を決めている	高齢者率26.1% 若い方に搬送依頼 担架用意	高齢者率43.7% 対象者が多く困難 担架が必要
その他課題 (住民意見)	海拔表示 防災マニュアル	高齢化が進み、搬 送や共助が難しい	消防倉庫が浸水 救助用具備蓄なし 海拔表示 地域が分散してい る	
これまでの取組 み	防災訓練実施 海拔表示板	浸水予測図作成 海拔表示板		津波避難地図作成 海拔表示板 リーダー研修
今後の取組み		避難訓練の実施 各家庭の防災対策 徹底 テント等の備蓄	避難訓練の実施 緊急避難場所の確 保	近所の助け合い
地域要望等	避難タワーの整備	戸別の放送を全戸 へ 避難場所の整備 急傾斜箇所の点検 補強 水路の逆流防止	防火設備 避難場所表示板と 照明 行政からの助成	災害救助用具 避難路の目印

地区別の防災状況及び課題

項目	袋	北	西	植松
人口 (H17. 9. 30 現在)	95	444	384	528
自主防災組織	○	○		○
浸水状況	沿岸部のほとんどの家が浸水	市街地内のほとんどの家屋が浸水	地区の約半分が浸水	標高が高く浸水はほとんどないが、国道沿いで浸水
危険箇所等	山崩れ、落石 ブロック塀	土砂崩れ ブロック塀	ブロック塀、老朽家屋、	ブロック塀、老朽家屋、
避難場所	指定避難場所がない 身近な高台利用	指定避難場所（小学校、高台）	指定避難場所（祇園山、西の丘、小学校）	指定避難場所（祇園山） 浸水しないエリア（清風寮）
避難路の問題		道幅が狭い 市街地内は路地が多く迷路	道幅が狭い 路地が多く迷路 祇園山の階段	道幅が狭い 市街地内は路地が多く迷路
避難距離・時間	2分	50～300m 1～10分	50～300m 1～10分	100～450m 5～10分
避難困難地域	なし	東側の一部が避難困難となる	東側の一部が避難困難となる	なし
逃げ遅れ対応	身近な高台利用		3階建ての建物利用	近くの建物の3階以上に避難（耐震性？）
要援護者対応	高齢者率 21.1% 道路まで自力避難 声かけ避難	高齢者率 33.8% 声をかける	高齢者率 37.0% 笛を吹いて場所を知らせる	高齢者率 30.9% 声かけ避難
その他課題 (住民意見)			担架等の備蓄なし 昼間、独居老人を助ける人がいない	
これまでの取り組み	蓄電池式街灯 昭和南海被災マップ作成		各戸への防災笛配布	
今後の取り組み			避難場所の整備 道路上の障害物撤去	避難路の再確認 避難路、避難場所整備 自主防災組織の活性化
地域要望等	避難路、避難場所整備 誘導灯設置 避難テント 西の丘の整地 護岸の補強・かさ上げ		避難路の拡幅 避難場所の整備 防災についての啓蒙 避難場所への備蓄	旧清風寮を避難場所に 担架の配置 備蓄倉庫 避難路整備

地区別の防災状況及び課題

項目	堀笠嶋	南	東	矢ノ熊
人口 (H17. 9. 30 現在)	916	304	410	1,234
自主防災組織	○			
浸水状況	港を含み、ほとんどの家屋が浸水	地区全てが浸水区域にある	地区全てが浸水区域にある 消防本部浸水	地区全てが浸水区域にある 町役場浸水
危険箇所等	ブロック塀、老朽家屋、船舶、車	ブロック塀、老朽家屋、船舶、車	ブロック塀、老朽家屋、給油施設、船舶、車	ブロック塀、老朽家屋、船舶、車、川
避難場所	指定避難場所（高校） 津波タワー 避難場所が浸水したり、遠い場所にある	地区外の指定避難場所（祇園山）	地区外の指定避難場所（小学校） 寺、高台	指定避難場所（小学校） 避難ビル2箇所 近くの高台（未整備）
避難路の問題	道幅が狭い 市街地内は路地が多く迷路	道幅が狭い 市街地内は路地が多く迷路 避難場所まで遠い	道幅が狭い 市街地内は路地が多く迷路	道幅が狭い 市街地内は路地が多い 高台へ道が狭く J R の横断が必要
避難距離・時間	10～500m 1～8分	300～500m 3～16分		200～600m 3～10分
避難困難地域	串本漁港に面した東側の区域が避難困難	ほぼ全域が避難困難	地区のほとんどが避難困難	地区のほとんどが避難困難
逃げ遅れ対応	各家の2階に上る 浸水区域外に避難	どうにもならない	近くのビル	避難ビル以外のビルなど
要援護者対応	高齢者率 28.6% 今後の課題である	高齢者率 36.2% 声かけ	高齢者率 35.1% 声かけ	高齢者率 27.6% 声かけくらいはできるが、自分のことで精一杯
その他課題 (住民意見)	安全な避難場所の確保が困難 担架の配備			地震直後は足がすくんで、避難時間が計算以上にかかる
これまでの取り組み	海拔表示板			
今後の取り組み	避難訓練の実施	避難訓練 地区内コミュニケーション 避難路確認	避難路の確認	近所同士の連携 避難場所の確認 自主防災組織の運用強化
地域要望等	担架が必要	避難タワー 食糧備蓄 海岸の粗大ごみ処理	避難タワー 避難路の整備	避難路・避難場所の整備 食糧・毛布の備蓄

地区別の防災状況及び課題

項目	大水崎	鬮野川	出雲	潮岬
人口 (H17.9.30 現在)	679	366	876	3,190
自主防災組織	○	○		○
浸水状況	J R線から沿岸部までは全て浸水 警察署・病院浸水	J R線から沿岸部までは全て浸水	高い位置にあり浸水家屋はほとんどない	高台にあり、津波の影響はほとんど受けない
危険箇所等	J R沿いの山地は急傾斜、土砂崩れ	J R沿いの山地は急傾斜、土砂崩れ、老朽家屋	石垣、空家、山崩れ、水門、港、階段	土砂崩れ
避難場所	指定避難場所（運動公園） 高台（整備済み） 避難ビル（1箇所） ビルはあるが耐震性？	指定避難場所1箇所 高台	指定避難場所（寺、学校）	指定避難場所（学校、公民館）
避難路の問題	高台への避難はJ Rの横断が必要だが整備済み	高台への避難はJ Rの横断が必要	避難道路が少なく階段が多い地区あり	
避難距離・時間		100～250m	10～200m 3～6分	
避難困難地域	地区の半分が避難困難	なし	なし	なし
逃げ遅れ対応		ビルはなし	近くの高台・居宅	
要援護者対応	高齢者率 19.8% 要援護者支援策をモデルケースとして取組み	高齢者率 44.0% 取組みはまだ	高齢者率 28.8% 声かけ避難 手助けは難しい	高齢者率 25.8%
その他課題 (住民意見)			水門の閉門	
これまでの取組み	防災マップ作成 避難路の整備 太陽電池式誘導標識 災害時要援護者対策取組み中 リーダー研修 避難訓練	海拔表示板 避難訓練		
今後の取り組み	資機材の整備	要援護者の把握 近所の助け合い 日頃の訓練	自主防災組織結成 無線機の準備 川の整備 石垣整備	
地域要望等	集会所（大水崎会館）の建替え 自主防災組織整備 の避難路の再整備	避難路・避難場所の整備	ソーラー街灯の設置 避難路に階段設置 消波ブロック設置 水門・陸こう閉鎖	

地区別の防災状況及び課題

項目	大島	須江	樫野	姫
人口 (H17.9.30 現在)	617	366	306	301
自主防災組織	○	○		○
浸水状況	漁港を中心にした地区全てが浸水区域にある	高い位置にあり浸水家屋はほとんどない	高台にあり、津波の影響はほとんど受けない	J R線を越えてほとんど地区全てが浸水
危険箇所等	ブロック塀、石垣、岩、土砂崩れ、空家の倒壊、階段の崩壊	石垣		ブロック塀、石垣
避難場所	指定避難場所（保育園、高台）背後の山地	指定避難場所（学校跡など）	指定避難場所（学校跡など）	指定避難場所（寺）近くの高台（整備済）
避難路の問題	道幅が狭く階段が多い 集落内は路地が多く迷路	道幅が狭く階段が多い		高台へ行くには全てJ Rの線路横断が必要
避難距離・時間	30～300m 3～6分	50～270m 1～7分		
避難困難地域	なし	なし	なし	なし
逃げ遅れ対応	近くのビル（耐震性？）	近くの家		坂道 姫川への道
要援護者対応	高齢者率 37.1% 声かけ避難 一時避難後に救出	高齢者率 44.5% 声掛け避難	高齢者率 45.1%	高齢者率 35.2% 担架で搬送
その他課題 （住民意見）	家屋の密集、耐震強化			食料の備蓄 避難者人数に比べ場所が狭い
これまでの取り組み	避難マップ作成 海拔表示板			海拔表示板 避難場所標識
今後の取り組み	避難訓練実施 防災意識の強化 家具の転倒防止	避難訓練		
地域要望等	耐震診断 タワー建設整備 食料品、救急品備蓄	誘導・搬送器具		急傾斜地の整備 避難路整備 食糧備蓄

地区別の防災状況及び課題

項目	伊串	目津大浦	神野川	原町
人口 (H17.9.30現在)	353	316	278	277
自主防災組織	○	○		
浸水状況	河川に沿って奥まで浸水区域が広がる	R42号沿いの沿岸部が浸水	R42号沿いの沿岸部及び神野川沿いが浸水	沿岸部の地区全体が浸水
危険箇所等	ブロック塀、石垣、ため池の決壊、山崩れ、	ブロック塀、山崩れ、鉄道	山崩れ、鉄道	ブロック塀、家屋
避難場所	指定避難場所(寺)近くの高台、お寺	避難ビル(中学校)近くの高台(整備済)	指定避難場所(小学校)避難ビル(中学校)近くの高台	指定避難場所(小学校)避難タワー
避難路の問題	JRの線路横断	土砂崩れ JR線路横断	山崩れの恐れがある	道路の幅員が狭い
避難距離・時間				
避難困難地域	なし	なし	なし	なし
逃げ遅れ対応				
要援護者対応	高齢者率41.6% 介助者選定困難 背負いヒモ	高齢者率27.8% 現状助けるすべなし	高齢者率28.0%	高齢者率28.1% 方法設定等は困難
その他課題 (住民意見)	蚊取り、防虫剤の常備 救急救助資機材の整備 避難食・水の備蓄	海中の消波ブロックで津波は防げるか 避難後の水食料		
これまでの取り組み	海拔表示板 避難場所標識	海拔表示板	海拔表示板	海拔表示板
今後の取り組み	避難場所、道の定期整備 避難訓練の実施 マニュアル配布 情報伝達方法の確立 担架、リヤカー配備	避難場所を書いた紙を各戸配布	自主防災組織の結成	
地域要望等	搬送用具 照明 備蓄品	防災灯の設置 消波ブロックの設置 避難場所・経路標識	誘導灯の設置 国道からの避難標識	河口の浚渫 中州の伐採

地区別の防災状況及び課題

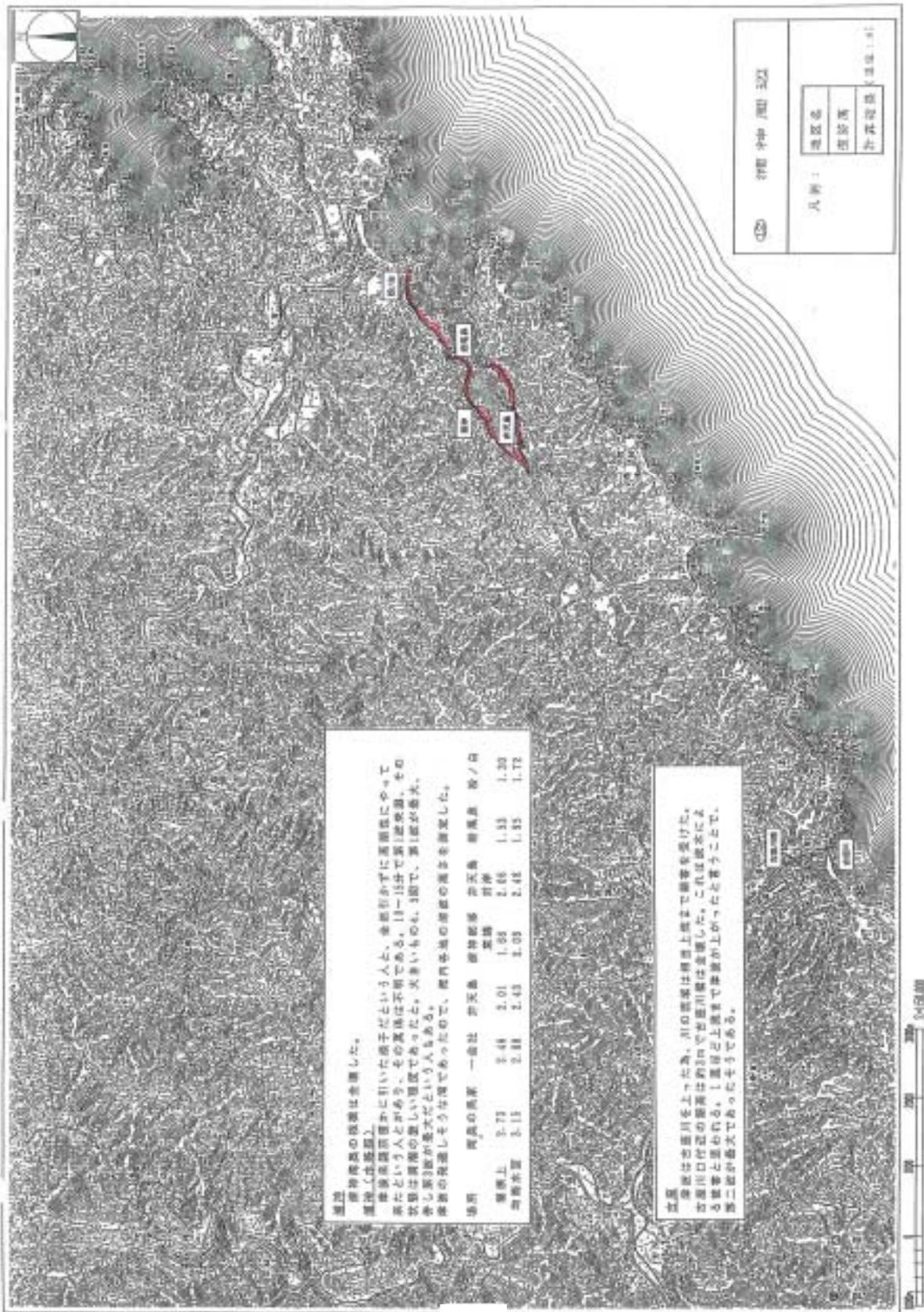
項目	上ゲ地	住吉	岩淵	古田
人口 (H17. 9. 30 現在)	168	465	336	133
自主防災組織				
浸水状況	県道沿いの地区が浸水	古座川沿いの地区全体が浸水	古座川沿いの家屋が浸水	古座川沿いで浸水の危険
危険箇所等	ブロック塀、橋、山崩れ	ブロック塀	石垣、ため池の決壊、水道タンク	石橋、石垣、ブロック塀
避難場所	指定避難場所（小学校） 近くの高台	指定避難場所（小学校） 避難ビル（古座庁舎） 避難タワー	裏山、寺	指定避難場所（寺） 裏山
避難路の問題	道路の幅員が狭い 橋の落下 山崩れ	道路の幅員が狭い	狭い階段	
避難距離・時間				
避難困難地域	なし	なし	なし	なし
逃げ遅れ対応				
要援護者対応	高齢者率 35.7% 把握が必要	高齢者率 24.1%	高齢者率 34.5% 各班で努力	高齢者率 38.3% 援護が必要
その他課題 (住民意見)				
これまでの取り組み	海拔表示板 避難場所標識	海拔表示板 避難場所標識	海拔表示板	海拔表示板 避難場所標識
今後の取り組み	要援護者の把握	要援護者の把握 自主防災組織が必要		被災後の支援機材整備（発電機等）
地域要望等			ソーラー式街路灯 避難誘導板の設置	助成事業の説明

地区別の防災状況及び課題

項目	中湊	古座	津荷	田原
人口 (H17. 9. 30 現在)	468	712	303	735
自主防災組織				○
浸水状況	古座川沿いの広い範囲で浸水	R42号沿いの沿岸部から古座川沿いの広い範囲で浸水 病院浸水 消防署浸水	R42号沿いの沿岸部から津荷川沿いの家屋が浸水	沿岸部から田原川沿いの広範囲で浸水
危険箇所等	ブロック塀	空家の倒壊	ブロック塀・石垣 土砂災害	ブロック塀 JRトンネルを通じた津波の来襲
避難場所	指定避難所(高校) 寺	指定避難場所(小学校) 裏山、寺	近くの裏山	裏山
避難路の問題	JRアンダーパス	道路が狭い	道路が狭く閉塞の恐れ 川の横断	
避難距離・時間				
避難困難地域	なし	なし	なし	田原川沿いの地区が避難困難となる
逃げ遅れ対応				
要援護者対応	高齢者率 40.1% 発災時には無理 一段落してからなら可能	高齢者率 41.4% 今後検討	高齢者率 45.9%	高齢者率 39.5% 要援護者は把握済み
その他課題 (住民意見)				北側斜面は太陽電池が使えない
これまでの取り組み	海拔表示板	海拔表示板	海拔表示板 避難場所標識	避難訓練 海拔表示板 避難場所標識
今後の取り組み			自主防災組織の結成	要援護者台帳作成 支援者決定 自主防災組織の活性化
地域要望等		避難路の整備 太陽電池式誘導標識 誘導灯	避難場所の整備 (収容人数) 避難場所への備蓄 (トイレ、食料、医薬品)	避難タワー 生垣補助の増額 避難場所の表示 (海水浴客) 搬送用具







調査  
津波浸水の範囲は全無した。  
浸水しなかった。  
津波浸水範囲から引いた様子だという人々、津波引かずに避難先によって来たという人々がある。その真偽は不明である。目撃証言は、その一部は浸水の範囲内であった。つまり、浸水範囲内、浸水範囲外、浸水範囲外であったという人もある。  
浸水の範囲は、浸水範囲内であった。浸水範囲外の範囲も調査した。

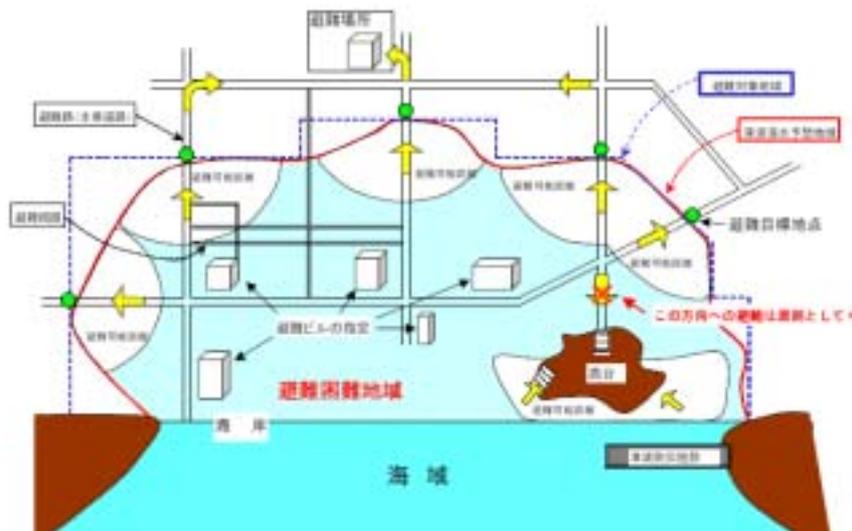
項目	調査の範囲						
浸水範囲	3.73	3.48	2.01	1.88	2.68	1.53	1.20
浸水範囲	3.15	2.81	2.43	2.09	2.48	1.85	1.72

調査  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。  
津波引かずに避難先で調査を受けた。

(平成7年度 津波シミュレーション検討調査業務 報告書 和歌山県 より)  
昭和南海地震による津波浸水域

## 資料4 避難困難地域抽出結果

津波避難困難地域とは、津波来襲時に安全な場所まで避難することが困難な地域であり、今後の防災対策（避難場所設置、避難路整備、避難ビルの指定、浸水の軽減など）の中で、特に重要な地域となる。串本町における避難困難地域を抽出した。



避難困難地域の概念図

### (1) 避難困難地域の抽出方法

地震発生から津波到達予想時間までの時間内において、避難行動が可能な時間で移動可能な距離を避難可能距離とし、現時点での避難目標地点（避難場所、避難ビルなど）に避難可能な範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出した。

### (2) 串本町での避難可能距離の算出

避難可能距離の算出は下表のとおりとした（「津波避難ビル等に係るガイドライン」平成17年6月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）。

#### ➤ 避難可能距離 L1 の算定式…式1

$$\text{避難可能距離 } L1 = \text{歩行速度 } P1 \times (\text{津波到達予想時間 } T - t1 - t2)$$

(m)                      (m/秒)                      (秒)

【歩行速度 P1】；1.0m/秒を想定。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）ことを考慮する必要がある。

【津波到達予想時間 T】；津波シミュレーションより算出。

【t1】；「地震発生後、避難開始までにかかる時間 t1」については、1993年北海道南西沖地震でのアンケート調査結果等を参考に、各地域住民の地震や津波に対する意識等、地域特性の違いや地理特性の違いを十分勘案して設定する。

【t2】；「高台や高層階等まで上がるのにかかる時間 t2」については、「最大浸水深 H(m)」／「階段・上り坂昇降速度 P2(m/秒)」で求める。「最大浸水深 H(m)」は津波シミュレーション結果等から設定し、「階段・上り坂昇降速度 P2(m/秒)」は0.21m/秒を想定する。

「津波避難ビル等に係るガイドライン」平成17年6月  
（津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）より

① 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、安全面を考慮して、平成 16 年度和歌山県地震防災対策津波被害予測調査結果（詳細津波予測計算結果）による沿岸部への第一波ピーク到達時間とした。

串本町では、地区により異なるが 6～14 分となる。

② 地震発生後、避難開始までにかかる時間（ $t_1$ ）

$t_1$  は、「地震の揺れが継続する時間」と「津波の来襲を察知し行動に移す時間」の合計時間とした。

地震の揺れが継続する時間は 3 分とした（東南海・南海地震が発生した場合、3～5 分程度揺れが継続するとされている）。

津波の来襲を察知し行動に移す時間は、大きな揺れを感じたら直ちに避難行動を起こすものとして、2 分と 0 分の 2 ケースを設定した。

これにより、 $t_1$  は 5 分と 3 分とした。

③ 高台や高層階等まで上がるのにかかる時間（ $t_2$ ）

津波の影響を受けない高さ 7 m まで上るものとし、 $t_2$  を 33 秒と設定した（串本町での最大浸水深は 6 m 程度）。

④ 算出例

避難可能距離の算出例を下記に示すとともに、各地区の避難可能距離を表に示す。

避難可能距離  $L_1 =$  歩行速度  $P_1$  (m/s)  $\times$  (津波到達予想時間  $T - t_1 - t_2$ )

・通常（歩行速度 1m/s）

津波到達予想時間 6 分、避難開始時間( $t_1$ ) 5 分の場合

$$L_1 = 1 \times (360 - 300 - 33) = \underline{27m}$$

津波到達予想時間 14 分、避難開始時間( $t_1$ ) 5 分の場合

$$L_1 = 1 \times (840 - 300 - 33) = \underline{507m}$$

歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人などについては、歩行速度が 0.5 m/s となり、避難可能距離は上記の半分となる。

表 地区別避難可能距離

地区	津波到達予想時間 (第一波ピーク到達時間)	避難開始までに5分のケース		避難開始までに3分のケース	
		通常	歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人	通常	歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人
和深	11分	327m	164m	447m	224m
安指	10分	267m	134m	387m	194m
田子	11分	327m	164m	447m	224m
江田	9分	207m	104m	327m	164m
田並	7分	87m	44m	207m	104m
有田	8分	147m	74m	267m	134m
高富	(10分)	267m	134m	387m	194m
二色・袋	12分	387m	194m	507m	254m
潮岬	(6分)	27m	14m	147m	74m
出雲	7分	87m	44m	207m	104m
大島	10分	267m	134m	387m	194m
須江	6分	27m	14m	147m	74m
檜野	8分	147m	74m	267m	134m
北・西・植松・堀笠嶋・南・東	8分	147m	74m	267m	134m
矢ノ熊・大水崎	9分	207m	104m	327m	164m
鬮野川	12分	387m	194m	507m	254m
姫	13分	447m	224m	567m	284m
伊串	14分	507m	254m	627m	314m
西向・神野川・中湊・古座・上野山	13分	447m	224m	567m	284m
津荷・田原	10分	267m	134m	387m	194m

※ ( ) 内の値は、周辺地区の値より設定

### (3) 避難困難地域の抽出

地区別の避難可能距離をもとに避難困難地域を抽出した。なお、抽出にあたってのは、避難目標地点、避難可能範囲を設定し、避難可能範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出した。

#### ● 避難目標地点の設定

避難目標地点は、浸水区域外の指定避難場所、住民ワークショップ及び自主防災組織により設定した一時避難場所・避難ビルを基本とした。ただし、十分な整備がされていない箇所（通路がない裏山など）は除外した。

また、浸水域との境界から離れた避難場所等については、その位置から距離を計測すると避難可能範囲が限られてしまうため、避難経路上の浸水境界付近まで位置をずらして設定した。

#### ● 避難可能範囲の設定

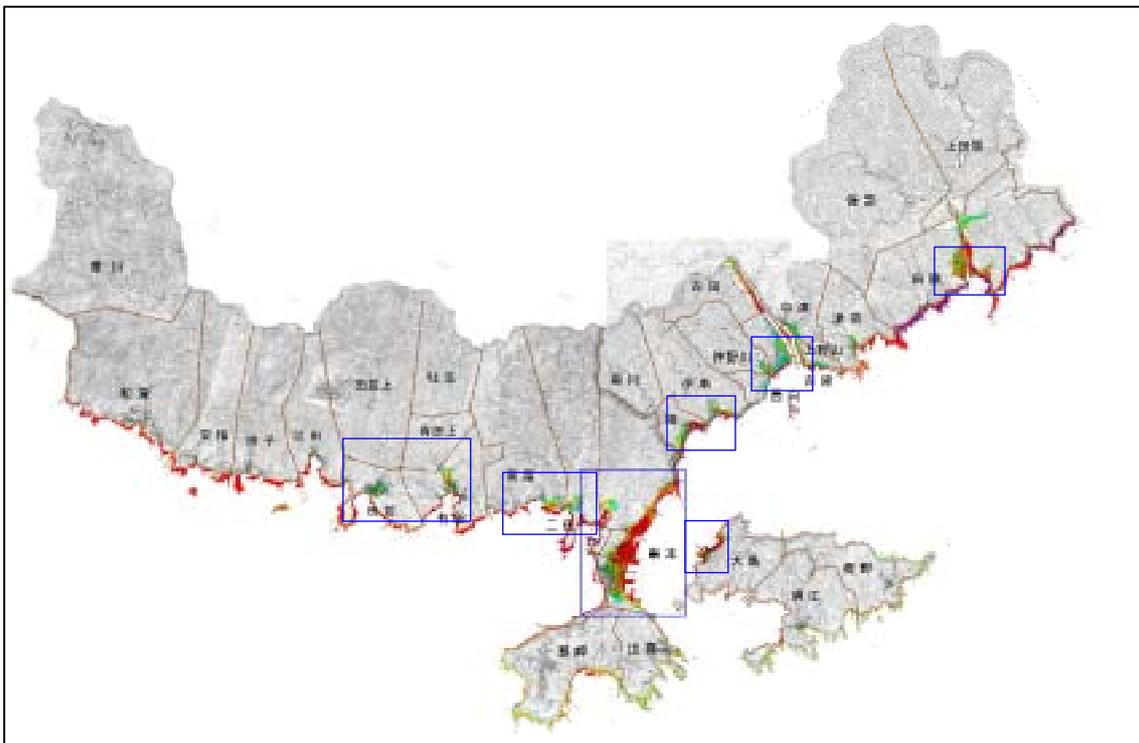
上記で設定した避難目標地点より、各地区の避難可能距離を道路沿いに計測して避難可能範囲を設定した。道路沿いの危険箇所は考慮していない。

避難ビルについては、避難ビルより海側の範囲をカバーするものとした。

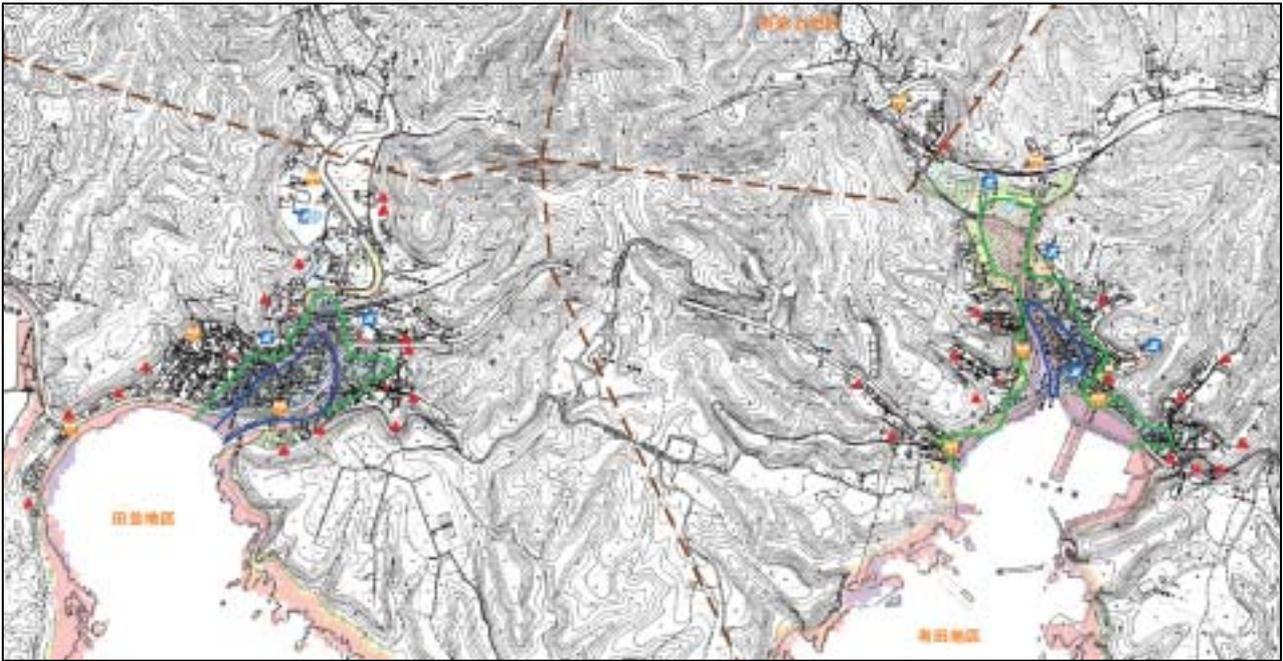
以下に抽出した避難困難地域を示す。図には歩行速度 1.0m/s で地震発生後 3 分で避難開始したケース、地震発生後 5 分で避難開始したケース、歩行速度 0.5m/s で地震発生後 5 分で避難開始したケースの 3 ケースを示した。

串本町中心部など広い範囲で避難困難地域が抽出される結果となり、特に津波防災対策が急がれる地域として位置付けられる。

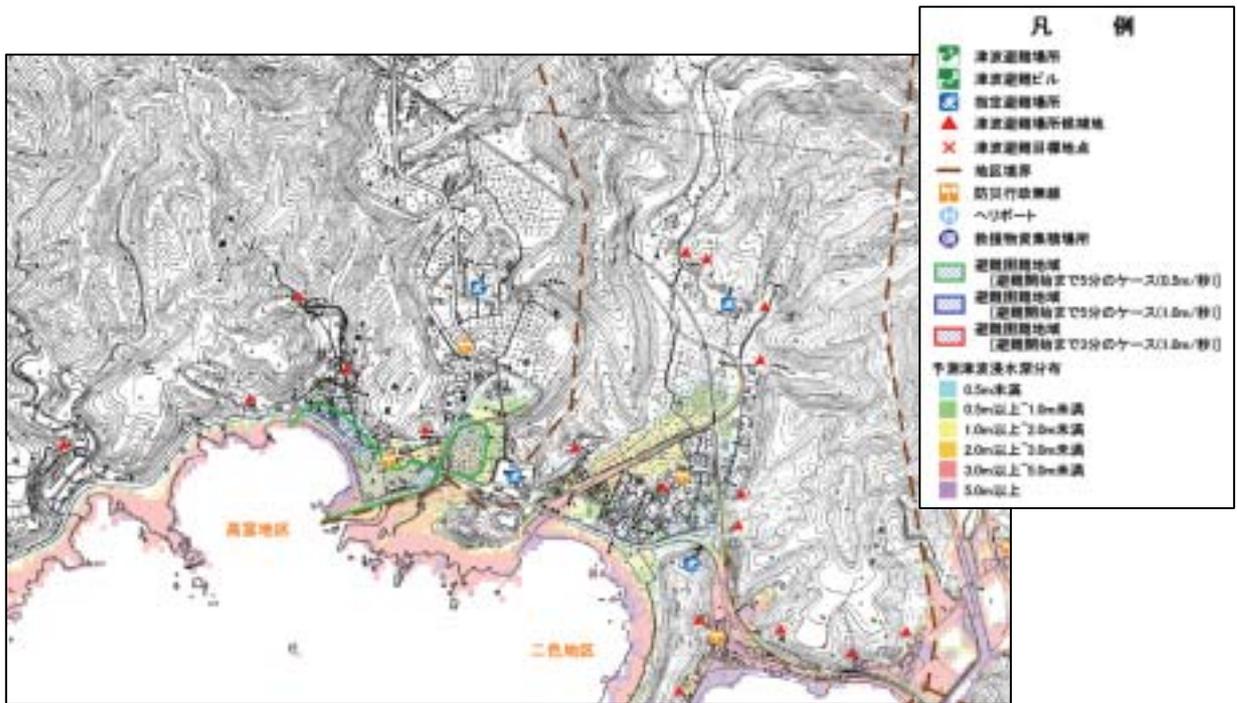
なお、これは一定の条件で抽出したものであり、避難行動の違い、地震による被害の状況、津波の到達時間などにより異なる結果となることを留意する必要がある。



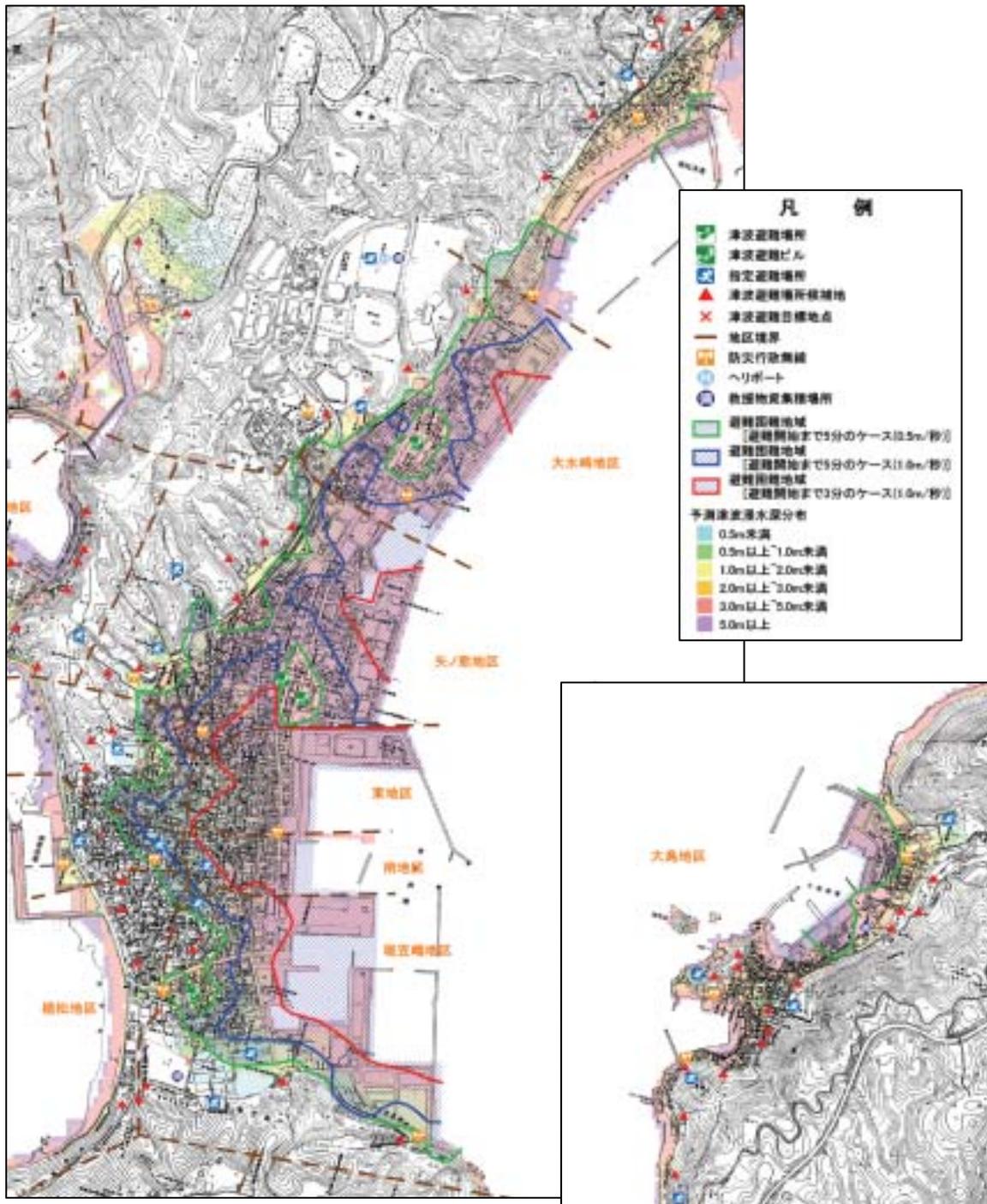
避難困難地域（抽出図面位置図）



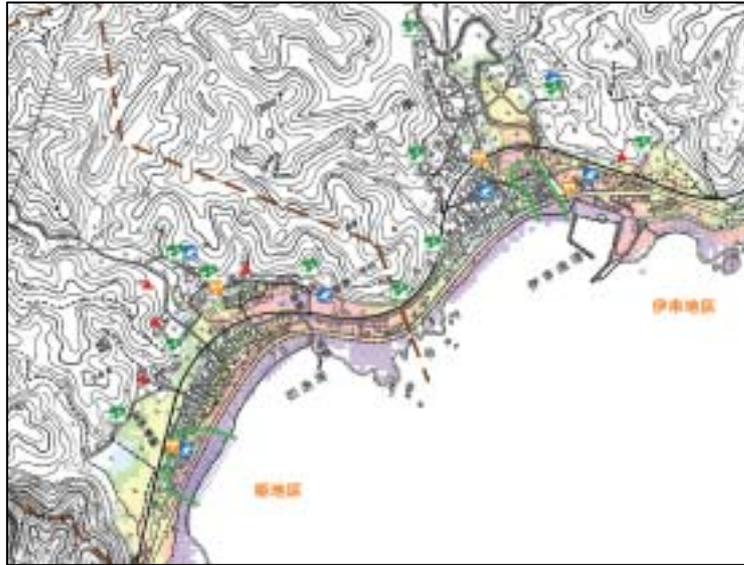
避難困難地域抽出結果（田並・有田地区）



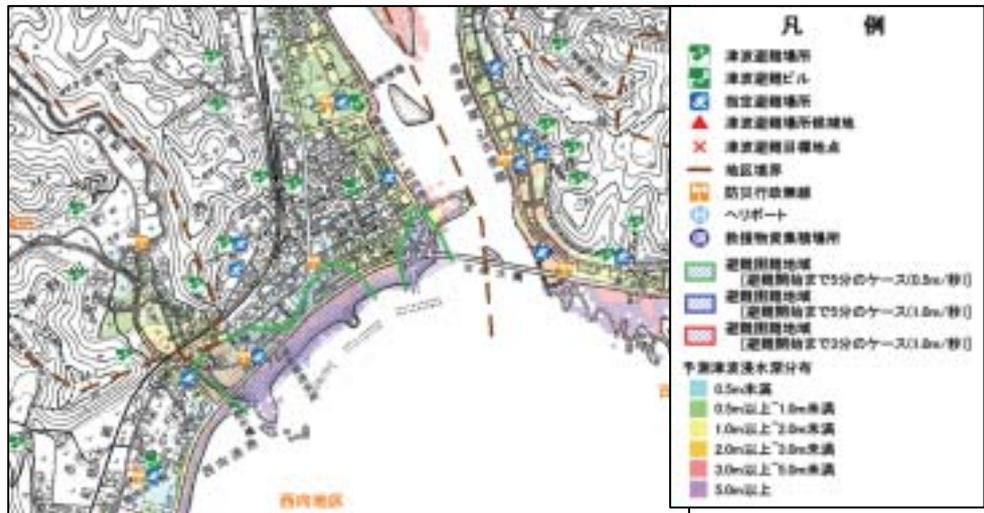
避難困難地域抽出結果（高富地区）



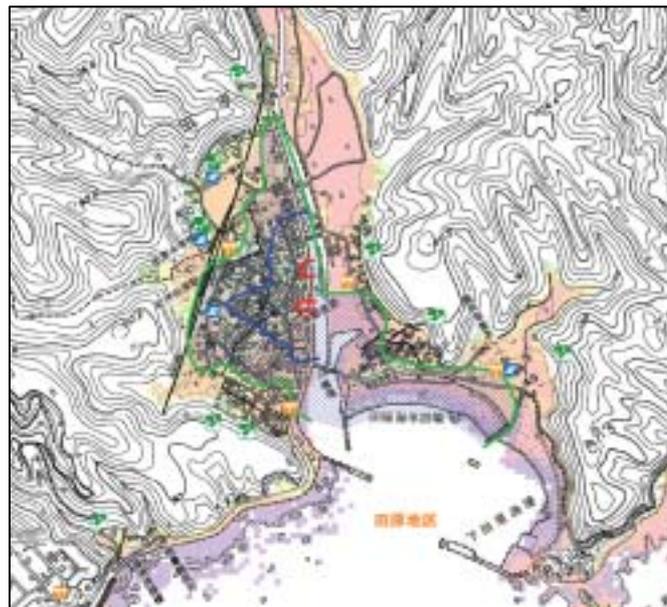
避難困難地域抽出結果（串本・大島地区）



避難困難地域抽出結果（姫・伊串地区）



避難困難地域抽出結果（西向地区）



避難困難地域抽出結果（田原地区）

## 資料5 災害時要援護者支援対策の方法

本計画策定にあたり、災害時要援護者支援対策の方法について検討を行った。その検討の内容及び串本町での実施方法の概要を以下に示す。なお、今後町内関係部署の協議により要綱等を作成し、詳細な対策手法を策定するものとする。

### 1. 災害時要援護者支援対策の必要性

近年の台風災害などにおいて、災害時要援護者の避難支援の必要性が高まってきている。これに伴い、平成17年3月には内閣府より「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」がとりまとめられ、引き続き検討が進められている。和歌山県においても「和歌山県津波避難計画策定指針」（平成17年6月）で災害時要援護者の避難支援対策の作成を市町に求めている。

#### 和歌山県津波避難計画策定指針（抜粋）

##### (15) 災害時要援護者の避難支援

市町は、災害時要援護者（以下「要援護者」）の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な避難勧告等の伝達体制の整備を行うものとする。また、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める（避難台帳整備）等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を策定するものとする。

避難支援者については、所定の時間が経過しても要援護者が見あたらないときは、速やかに避難することとする。

なお、策定後には、以下の点に注意し周知すること。

- 防災関係部局と福祉関係部局等の連携を密にし、要援護者や避難支援者への避難支援プランの意図を説明すること。
- 要援護者に関する情報等は、詳細な個人情報を含むものになるので、取り扱いには注意すること。
- 自主防災組織あるいは町内会単位からなる避難支援グループには、福祉担当等の役割分担を設ける。

串本町では、東南海・南海地震による津波被害が予測されるとともに高齢化も進んでいるため、災害時要援護者支援対策は不可欠となっている。しかし、串本町において想定されている津波災害の特徴は、大きな地震を伴うとともに、避難を行うのに限られた時間しかないことである。このため、あらかじめ避難準備情報を出すなどの予防的措置をとることが困難である。したがって、発災直後の避難支援対策の検討が今後の重要課題となってくる。また、避難場所での安否確認や避難生活支援の方法も検討し、支援対策を決めておく必要がある。

## 2. 大水崎地区での取り組み事例

串本町の大水崎区（人口約680人）は積極的に自主防災組織活動を行っている地区である。

平成17年6月の和歌山県津波避難計画策定指針改定に伴い、災害時要援護者避難台帳作成をモデル地区として取り組んでいる。大水崎区自主防災会が作成した資料よりその概要を以下に示す。

### ① 取り組みの経過（7月～8月）

- ・串本町役場からモデルとしての受け入れ依頼
- ・和歌山県からの説明を実施

県への質問	地震発生から津波来襲まで時間がないのに支援ができるのか。 台帳作成がきっかけで隣近所関係が悪くならないか 避難支援者はどこまで責任を負うのか
県からの回答	地域にはそれぞれ事情があり、本対策はその地域にあった方法で取り組むべきであり、「避難台帳作成」はその中の一つであって、県は避難台帳作成にこだわるものではない。

### ② 避難台帳作成に対する意見（8月）

避難台帳作成を始めるのにあたり、区民からは以下のような意見が出された。

#### ●消極的な意見

- ・誰が避難支援者を頼みに行くのか？（支援者が被害を受ける可能性が高い）
- ・避難支援者は責任を負うものではないといっても、あとで遺族から責めをうけることはないか？
- ・誰が要援護者を決めるのか（人間としての尊厳）
- ・隣近所の関係が悪化するのではないか
- ・個人情報である避難台帳の取り扱い方法

#### ●積極的な意見

- ・避難支援者は責任を負うものではない。あまり神経質になりすぎることはない。
- ・避難台帳は要援護者だけに必要なものではなく、大水崎に住む者全員に必要なもの。
- ・災害が起こったときに要援護者を放っておくことはできない。何らかの災害時要援護者対策は必要である。

賛否両方の意見が出されたが、自主防災組織として取り組みを行うこととなった。

③ 避難台帳作成の実施（9月）

避難台帳作成にあたり、和歌山県の「TSUNAMI紀州対策希望届（避難台帳）」の内容を変更した。

- ・「特記事項」欄の削除
- ・「避難支援者」⇒「避難支援協力者」に変更
- ・「避難勧告等の伝達者・問い合わせ先」欄の削除
- ・「避難場所」欄の削除

希望届を全戸に配布し、希望者は班長に避難支援協力者になってもらえる人がある場合は合意の上で希望届に記入、なければ空欄で提出してもらった。

また、「災害にあうのは要援護者だけではない」「大水崎区は隣近所の付き合いが少ない」ということで、大水崎区居住者現況届をあわせて実施した。

希望届配布の結果、14名の登録希望者があったが、「避難支援協力者」が決まっていたのは3名だけであった。そのため、役員がお願いにまわって12名の方に避難支援協力者を定めることができた。また、現況届の回収率は7割を少し上回る程度であった。

大水崎区居住者現況届			
2005年9月現在			
世帯代表者氏名		性別 男・女	大正・昭和 年生
住 所	串本町	班	
電 話 番 号	〒 〒	他の連絡先	
同 居 者	代表者以外計	人	
	3歳以下	男	女
	4歳～幼稚園児	男	女
	小学生	男	女
	中学生～20歳	男	女
	21歳～40歳	男	女
	41歳～60歳	男	女
	61歳～70歳	男	女
	70歳～75歳	男	女
	75歳以上	男	女
	同居者人数合計	男	女
同居者が TSUNAMI 紀州対策希望届登録を希望		する	しない
特 記 事 項			

大水崎区居住者現況届

TSUNAMI 紀州対策希望届(記載例)				避難台帳 No.
平成 年 月 日				
〇〇市町殿				
私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市(町)が自主防災組織、民生委員、消防署、警察署等に提出することを承諾します。				
自治 区名	〇〇地区	民生 委員	〇〇 〇〇	TEL 073-00-0000 FAX 073-00-0000
災害時要援護者 (高齢要介護者 一人暮らし高齢者・障害者・その他( ))				
住所	〇〇郡〇〇町〇-〇	TEL	073-00-0000	
氏名	〇〇 〇〇 (男・女)	生年 月日	昭和〇〇年〇月〇日	
緊急時の家族等の連絡先				
氏名	〇〇 〇〇	続柄(子供)	住所	〇〇 〇〇 TEL 〇〇-0000
氏名	〇〇 〇〇	続柄( )	住所	TEL
家族構成・同居状況等 (例) 妻と二人の老夫婦世帯、長男・次女 はいずれも結婚して県外に居住・・・。		居住建物 の構造	木造2階建て、昭和〇年着工、 階段のある部屋 居間 寝室の位置 1階東	
特記事項 (例) 要介護度4で一人では歩行が困難、人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要				
避難支援者				
氏名	〇〇 〇〇	続柄(隣人)	住所	〇〇郡〇〇町〇〇 TEL 〇〇-0000
氏名	〇〇 〇〇	続柄(隣人)	住所	〇〇郡〇〇町〇〇 TEL 〇〇-0000
避難勧告等の伝達者・問合せ先				
その他				
避難場所(〇〇小学校)まで徒歩10分 (市町が指定している避難場所までのルートを示す)				

和歌山県の様式

TSUNAMI 紀州対策希望届(記載例)				(避難台帳)
平成 年 月 日				
大水崎区自主防災会 様				
私は、災害時の支援を希望するので、同制度に登録いたします。また、私が届け出た下記個人情報を町、民生委員、消防署、警察署等に提出することを承諾します。				
大水崎区自主防災会	ブロック長		電話	-
災害時要援護者 < 高齢要介護者 (一人暮らし高齢者) > 障害者・その他( ) >				
住所	串本町	番地	電話	-
氏名		(男)女	生年月日	大正 昭和 年 月 日
緊急時の家族等の連絡先				
氏名		続柄	長男	住所 県 市 電話 -
氏名		続柄	長女	住所 県 郡 町 電話 -
家族構成・同居状況等		居住建物の構造	木造2階建て 昭和 年着工	
一人暮らし 長男、長女は県外に居住		普段いる部屋	居 間	
		寝室の位置	1階 東	
避難支援協力者				
氏名		続柄 (隣人)	住所 串本町	番地 電話 -
氏名		続柄 (隣人)	住所 串本町	番地 電話 -
氏名		続柄 (隣人)	住所 串本町	番地 電話 -
氏名		続柄 (隣人)	住所 串本町	番地 電話 -
特記事項				
・一人では歩行が困難				
・聴覚障害有り など				

大水崎区の様式

## TSUNAMI 紀州対策登録制度について

大水崎区自主防災会では、TSUNAMI 紀州対策登録制度を発足し、登録の同意をされた方の避難台帳を作成し、普段から自主防災会、民生委員の皆さんなどにお見せし、ご本人の周りにお住まいの皆さんに普段から声かけ・見守りを行っていただく体制を整え、災害が発生したときに、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難してもらうなどの支援を行っていく体制づくりを考えています。

### 登録対象者

この制度への登録の対象となる方々は、在宅の「心身が不自由な高齢者や障害者」の方々や、家族の支援が受けられない「一人暮らしの高齢者」の方々など、災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々、いわゆる「災害時要援護者」といわれる方です。

登録を希望される方は、『TSUNAMI 紀州対策希望届』を各ブロック長に提出してください。また、希望届の避難支援協力者の欄には、避難支援協力者になってもらえらる方がおられましたら、避難支援協力者と合意のうえ記入してください。もし、避難支援協力者がおられませんでしたら、避難支援協力者は空欄で提出してください。各ブロック会議において話し合い、支援協力体制を検討していきたいと考えています。

しかし、登録したからといって、必ず助けていただけると決め込んで待っているだけではいけません。自分から周りの人々といつも良い関係をつくるよう努力していただくことが必要です。また、災害時には助けてくれると思っているご近所の皆さんも、どのような事情が発生しているか分かりません。自分の身は自分で守るという考えで次のことに心がけましょう。

自主防災会及び避難支援協力者、隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。  
防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。  
津波に備えて、自分のできることは自分で行うよう心がけましょう。  
津波が発生した時には避難支援協力者へ自分から連絡するよう努力しましょう。

### 避難支援協力者

避難支援協力者とは、災害時要援護者に対して普段から声かけや見守り、災害発生時に災害が発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援の協力が心がけていただく方々です。

もちろん、災害発生時はどのような状況が発生するか分かりませんので、できる範囲での支援の協力をお願いするものです。

普段からのお付き合いの中で、より良いご近所付き合いに心がけ、どのような健康状態なのかなど、非常時の支援に役立つような情報収集に心がけていただきますようお願いいたします。

### 希望届の情報の開示

TSUNAMI 紀州対策希望届は、大水崎区自主防災会及び民生委員の皆さんなどに配布されます。そして、自主防災会、避難支援協力者など最小限の方々に情報共有され、災害時の支援に役立てられます。

希望届の内容は個人情報が多く含まれますので、細心の注意をもって取り扱います。

希望届は、9月20日(火)までに、各ブロック長に提出してください。

この制度に伴うブロック会議を10月初め頃に開催し、各ブロックの支援協力体制の検討を行う予定としていますので、是非多くの方に参加していただきますよう、よろしくお願ひします。

### 問い合わせ先

希望届の記載方法の質問、希望届の提出先、避難支援協力者になられた方で転居などにより避難支援協力者の役割が果たせないような状況が発生した場合の連絡先は、下記の各ブロック長までお願いします。

ブロック	ブロック長氏名	連絡先
A		
B		
C		
D		

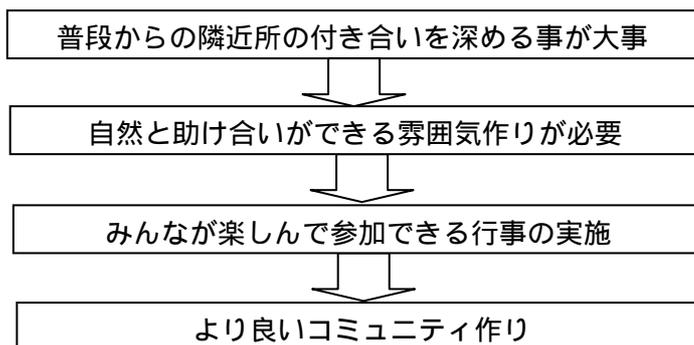
④ ブロック会議の実施（10月）

希望届の提出を受けて、ブロック会議を開催し、支援体制の検討を行った。会議において出された課題及び意見は次のとおりであった。

- ・支援協力者が決まっていない登録希望者をブロック会議で公表しても良いか？  
（支援体制を協議したいけれども個人情報との関係）  
⇒もう一度登録希望届を出した人に確認する
- ・文書配布だけでは制度に対する理解が十分に得られない
- ・「避難台帳は出したくない。でも災害があった時に助けてあげるといふ人があれば涙が出るほどうれしいだろう」
- ・「避難支援協力者が自分を助けに来てくれたため2次災害にあうかもしれないということを考えると、避難台帳は出せない」
- ・「台帳作成は大事な事。でも、それだけでは災害時要援護者対策は完璧ではない」
- ・やっぱり普段からの付き合いが大切
- ・ブロック長が登録希望者の隣近所の方に支援協力を検討する。
- ・ブロックよりも小さな単位（登録希望者の隣近所だけ）で集まって支援体制を検討する

⑤ 自主防災会としての結論

隣近所の助け合いができるためには、もっとお互いのことを知り、普段の付き合いを深めることで、役員が支援協力者をお願いに回らなくても、自然に自分たちから支援協力の申し出が出てくるような雰囲気作りが大切であるという結論になった。



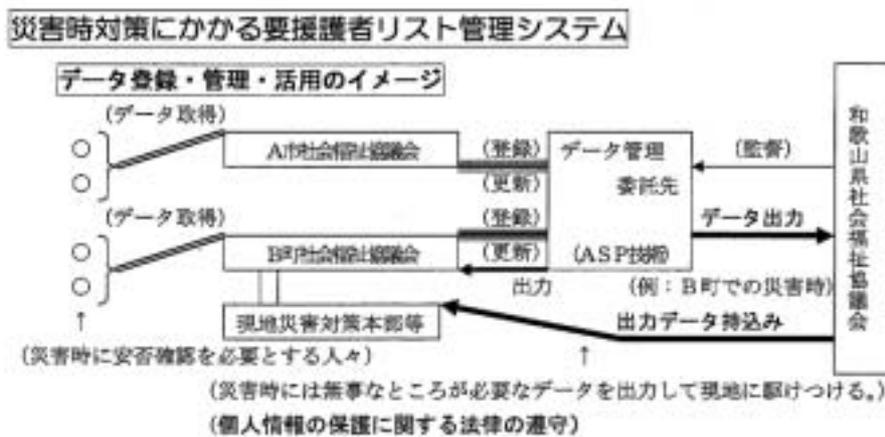
### 3. 和歌山県社会福祉協議会の管理システム

和歌山県社会福祉協議会では、災害発生時の安否確認のために「災害時対策にかかる要援護者リスト管理システム」を構築し、その活用を呼びかけている。

社会福祉協議会では、社会福祉法に規定されているとおり「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、「福祉の砦」として、これまでも具体的な活動やサービス提供を通じて要援護者リストの整備を行ってきた。

大規模な災害が起こった場合、当該社会福祉協議会で、その名簿を出力できない等の事態も考えられる。

このシステムは、市町村社会福祉協議会における「要援護者リスト」をベースにしつつ、災害時には共有して、すみやかな安否確認を行うとともに、関係情報やサービスの提供を行うこととしている。



- 1 日常においては、設定したパソコンのみで、登録・管理・活用ができる。
- 2 災害時（当該社会福祉協議会で利用不可能等の場合）には、和歌山県社会福祉協議会及び和歌山県社会福祉協議会が指定した社会福祉協議会等でも利用できるようにし、安否確認等のために活用します。

この社会福祉協議会のシステムと串本町で実施する災害時要援護者支援台帳を連携させることにより、災害時により活用の可能性が高いリストが構築される。

#### 4. 災害時要援護者支援対策の問題点と対策事例

災害時要援護者支援対策を実施するのにあたり、検討が必要となる問題点とそれに対する対応事例を以下にまとめた。

災害時要援護者支援にあたっての問題点と対応事例

問題点	対応例など
要援護者把握の方法 共有情報、手上げ、同意	戸別訪問方式では8割が同意、手上げ方式では1割程度 個人情報保護審議会の了承を得て福祉部局データを使用 (横須賀市)
要援護者の対象範囲 高齢者、障害者、難病患者、子供、妊産婦、外国人、観光客その他	災害時要援護者登録者名簿作成要綱での定義づけ(師勝町) 国際交流協会による外国人支援(三鷹市)
援護を希望しない人は	
要援護者情報の共有	簡易版と詳細版を作成し、区長は簡易版の閲覧が可能(藤井寺市)
既存個人情報の利用 介護保険制度の活用(原則として流用できない。同意が必要)	個人情報保護条例の例外規定(長野市) 18人中16人が自治体の福祉個人情報を防災部局へ提供してもよいと回答(佐賀県) 個人情報保護審査会に諮問して使用(石狩市、横須賀市)
情報開示の範囲、個人情報保護 守秘義務を課せる範囲。要援護者の同意 平常時の開示範囲、発災時の開示範囲	
台帳に記載する内容 何に使用するのか。必要な項目は。不必要な項目は。	
情報の更新 定期的な更新が必要。更新データの入手	変更登録書の様式(昭島市) 福祉部局データにより月1回更新(横須賀市)
担当部署が不明確 データ保護の観点から責任部署を明確に	
データの管理方法 紙台帳、電子化、管理方法、発災時に取り出せる事が必要	避難場所へ保管(石狩市) 詳細版はスチール保管庫へ。鍵は区長が保管(藤井寺市)
防災部局と福祉部局の連携	要援護者情報と消防総合情報システムの連携(横須賀市)
福祉関係者(社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体)との連携	ボランティア連絡協議会による支援(御殿場市) 民生委員、児童委員への研修会を年2回(豊田市)
避難支援者をどのように決めるか 複数の支援者が望ましい	近隣の消防団員を第一次対応者に指定(長野市) 支援者は定めず、発災時に区長が指示(藤井寺市)
時間帯による支援者の不在	近隣企業との相互援助協定(荒川区)
発災時に必ず助けてくれると決め込んでしまう 助けてもらえない場合の処置方法	災害時要援護者防災行動マニュアル配布(浜松市) パンフレットの配布(豊田市)
避難支援者の責任	パンフレットにより責任を伴わない事を周知(豊田市)
避難支援者の安全確保 津波到達まで時間がないので、支援できない可能性もある	
平常時のコミュニケーション 地域に溶け込む必要がある	家具固定などの支援 PTAの活用(練馬区)

	市民防災の日に戸別訪問（土佐清水市） 避難訓練への参加 中学生による避難支援訓練（習志野市）
自主防災組織との関わり 串本町では住民間交流は比較的活発	
避難情報の伝達方法 早く伝える。状況が理解できない。障害により伝達方法が異なる	携帯メール（松本市）
安全な避難路	災害時要援護者のための避難路検証（三重県）
避難場所の受け入れ体制 介護資格者の把握、障害別の対応	自主避難場所の設定（福岡市） 災害時要援護者施設の指定（姫路市） 避難場所の要件：屋内、身障者用トイレ（洋式トイレ）、 避難スペース、スロープ、物資の備蓄、和室・ 専用スペース、空調設備、情報提供、相談窓 口、段差解消
医療体制 医薬品の確保、透析医療施設の確保	日本透析医会災害情報システム 避難所への早期送電ないし発電機車の配備（関西電力）
安否確認の方法	避難ステッカー 防災GIS（横須賀市）
福祉避難場所 移送手段の確保、収容人員の把握	民間社会福祉施設との協定（豊田市、長岡市） 防災拠点型地域交流スペース整備（補助事業）
その他	黄色いハンカチの配布（浜松市） 笛の配布（福岡市）

また、上記課題のうち要援護者の把握方法の事例を次に示す。

#### 要援護者の把握方法事例

	同意方式	手上げ方式	共有情報方式	把握の中心的役割
串本町 大水崎区	○	○	×	自主防災組織
石巻市	○	×	×	民生委員
長野市	○	×	○	消防局・民生委員（福祉部局データを利用）
御殿場市	○	×	×	福祉部局（障害手帳交付時に働きかけ）
豊田市	○	○	×	福祉部局よりダイレクトメール、民生委員による戸別訪問
安城市	○	○	×	福祉部局よりダイレクトメール、民生委員による戸別訪問
藤井寺市	×	○	×	福祉課
土佐清水市	○	×	×	民生委員、市職員による訪問
荒川区	×	○	×	福祉部局から送付
練馬区	○	○	×	自主防災組織
美野里町	○	○	×	地域ケアコーディネーターが中心（社協）

（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 平成17年3月 等より作成）

要援護者台帳に記載する項目及び情報の共有範囲の事例を以下に示す。

要援護台帳記載項目事例

	和歌山 県	和歌山 県社協	串本町 大水崎 区	徳島県	長野市	御殿場 市	豊田市	藤井寺 市	荒川区
民生委員	○	×	×	×	○	×	○	×	×
家族の連絡先	○	×	○	×	○	×	○	×	×
家族構成	○	×	○	×	×	×	○	×	×
居住建物	○	×	○	×	○	×	○	×	×
居室・寝室	○	×	○	×	○	×	×	×	×
登録区分(障害・ 高齢など)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
必要な支援	○	○	×	○	○	×	○	×	×
サービス利用	×	○	×	×	×	×	×	×	×
支援者	○	×	○	×	×	×	○	×	×
緊急連絡者	×	○	×	×	○	×	×	○	○
情報伝達者	○	×	×	×	×	×	×	×	×
避難場所	○	○	×	×	×	×	×	×	×
血液型	×	×	×	○	×	×	×	×	×
喫煙の有無	×	×	×	×	○	×	×	×	×
防災機器の設置	×	×	×	×	○	×	×	×	×
火気使用状況	×	×	×	×	○	×	×	×	×
情報伝達上の留 意事項	×	×	×	○	×	×	×	×	×
かかりつけ医院	×	×	×	○	×	×	×	×	×
使用薬	×	×	×	○	×	×	×	×	×

要援護者の情報共有範囲

横須賀市	福祉部局、防災部局
藤井寺市	福祉課、防災対策課、消防本部、区長（平時は簡易版、発災時は詳細版）
長野市	福祉部局、消防局、第一次対応者の消防団員
御殿場市	福祉部局、区長、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会
豊田市	民生・児童委員、自治会役員、地域支援者
安城市	自主防災組織、町内福祉委員会役員、民生・児童委員、地域支援者
土佐清水市	自主防災会、消防団員、警察署員、市職員
荒川区	町会、民生委員、消防署、警察署、介護支援センター、社会福祉協議会
新宿区	区関係部署、消防、警察、民生委員、防災区民組織
昭島市	消防署、警察署、消防団、民生委員、赤十字奉仕団、自主防災組織
石狩市	地区避難所運営本部長、消防署
稲城市	市、消防署、社会福祉協議会、自主防災組織、民生・児童委員
新潟市	民生委員
松山市	消防局、福祉部局

(災害時要援護者の避難支援ガイドライン 平成17年3月 等より作成)

## 5. 串本町での災害時要援護者支援対策の方向性

本基本計画策定にあたり、串本町での災害時要援護者支援対策の基本方向を以下のよう

に定めた。  
今後、支援対策の実施にあたっては、町内関係部署の協議により要綱などを作成し、詳細な対策方法を策定していくものとする。

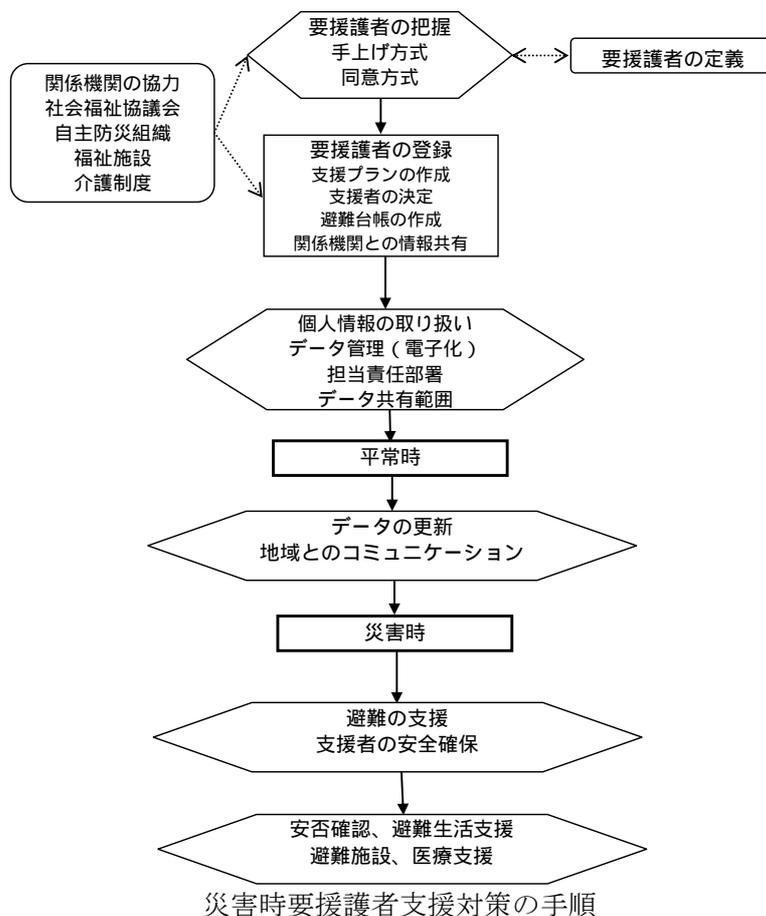
しかしながら、串本町で災害時要援護者支援対策、特に発災直後の避難支援対策を進めていくにあたっては、津波の到達時間が地震発生後6分から14分と想定されていることから、現状の串本町では困難であり、避難場所の確保や津波浸水の軽減など、避難を助けるためのハード対策を同時に進めていくことが必要となる。

それとともに、今後対策を実施するにあたっては、町及び関係機関のみならず、災害時要援護者対策において非常に重要な役割を果たすと考えられる地域住民(自主防災組織等)との協議も不可欠となる。

### (1) 災害時要援護者の支援対策手順

災害時要援護者避難台帳及び避難支援プラン作成の目的は、災害発生時における避難支援、避難後の安否確認及び避難生活支援に用いるためとする。

支援対策の手順は、以下に示す手順とする。

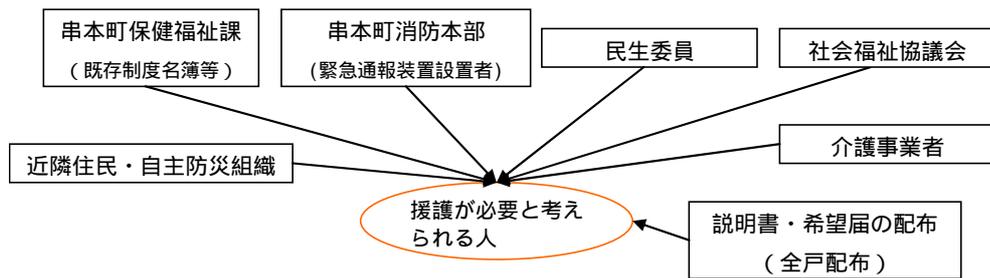


## (2) 要援護者の把握

関係機関（保健福祉課（民生委員）、消防本部、社会福祉協議会、自主防災組織など）が保有する情報をそれぞれ活用して、対象者の把握を行う（自主防災組織のない地区では、民生委員が地区における主体的役割を担う）。

ただし、個人情報の取り扱いとなるため、この段階での各機関同士でのデータ共有は行わない。各機関がそれぞれ対象者に接し、要援護者としての登録に関して同意を得る。また、制度を周知し、同意方式と手上げ方式を併用する。

要援護者の対象範囲等については、今後協議を行う。



災害時要援護者把握の方法

## (3) 要援護者の登録

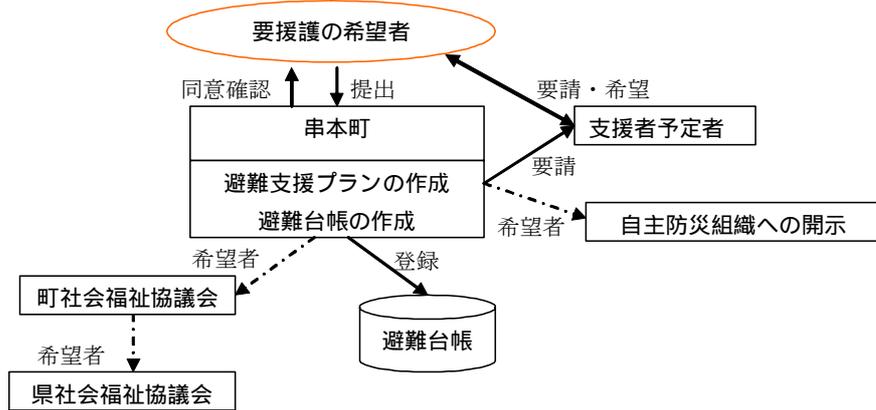
登録を希望する要援護者に希望届けを提出してもらおう。その際には、登録データの扱い方法を明記するとともに、関係機関（関係部課、消防本部、警察、社会福祉協議会、自主防災組織など）への開示についても同意の有無を確認し、個人情報の取り扱いに関して十分留意する。

支援予定者については、必ずしも記入を要しない。また、要援護者には必ず助けてもらえるものではないことを説明する。

個々の要援護者に対しての情報伝達方法、避難方法、避難先、注意事項などの避難支援プランを定め、避難台帳として登録を行う。

避難台帳は、庁内の入力担当部署、管理部署を明確にするとともに、台帳記載事項、データの保管方法・共有範囲・開示方法などについては、要綱等を早期に作成し、明文化させる。また、避難支援者への説明会や避難支援者が決まっていない要援護者の支援を検討するための地域説明等を実施するなど、発災時の支援方法及び責任の有無等について周知を行うものとする。

なお、同意が得られた場合には和歌山県社会福祉協議会のシステムにも登録を行う。

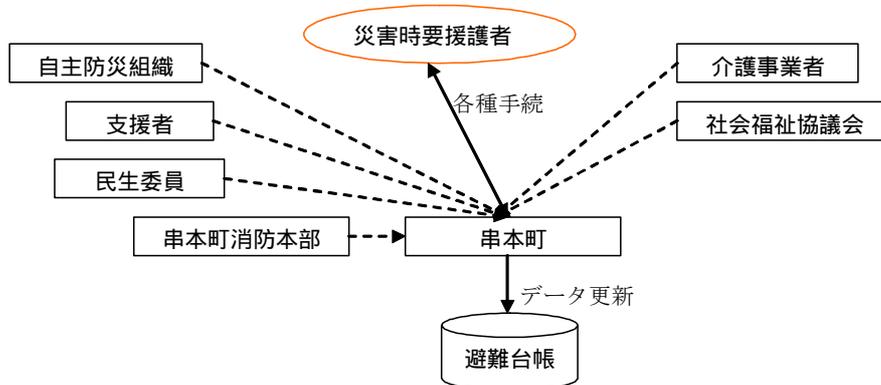


災害時要援護者の登録

(4) データの更新

日常的な行政手続き（転入・転出、障害者、高齢者、介護保険など）時に、データの更新、データ登録などの同意を得て、台帳の更新を行う。

また、関係者、関係機関とも協力して対象者の動静について可能な限り把握を行う。

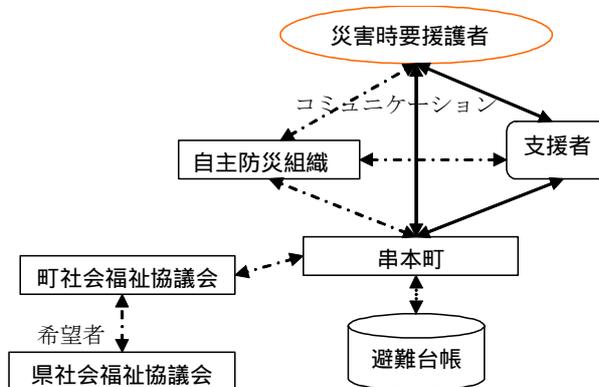


データの更新方法

(5) 平常時の活用

自主防災組織などが中心となり、普段からのコミュニケーション、声かけなどを行うとともに、地域での防災訓練や行事などに積極的な参加を促す。

また、行政においては災害時要援護者に配慮した避難施設の検討・整備などに努める。

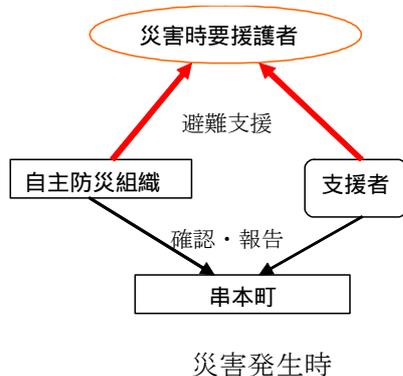


平常時の活用

(6) 災害発生時

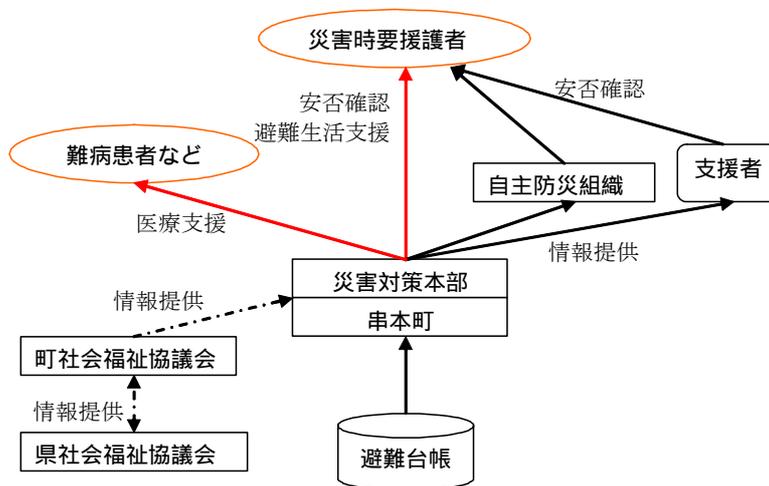
災害発生時には、支援者あるいは近隣住民（自主防災組織等）が要援護者の避難支援を行う。ただし、津波の場合、非常に短時間（10分程度）で避難を行わなければならないため、支援者の安全確保を最優先とする。

支援者等は、避難後に要援護者が避難したかどうかを報告するものとする。



(7) 災害発生数時間後から

災害発生後の安否確認や避難生活支援を行うため、避難台帳や社会福祉協議会の台帳などを活用する。また、難病患者などへの医療支援や設備の整った避難施設への収容などにも活用する。なお、台帳は災害の影響を受けないように保管しておく必要がある。



## 資料6 防災対策事業実施のための方策

防災対策事業実施にあたり、活用可能な事業制度を示す(参考資料:「津波避難ビル等に係るガイドライン」ほか)。

### ●地域防災拠点施設整備モデル事業：内閣府

#### ○趣旨

地方公共団体の地域防災拠点施設のモデル的整備を支援することにより、全国における地域防災拠点施設の整備を促進するとともに、地域の防災安全性の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。なお、平成17年度より、津波避難機能を有する施設についても補助対象とする拡充を行い、津波対策を含めた災害に強い地域づくり拠点としてふさわしいモデルの整備を図る。

#### ○補助要件

##### (1) 事業主体

地方公共団体(都道府県・市町村・一部事務組合)

##### (2) 補助対象

地震防災対策特別措置法に基づいて都道府県知事が作成する地震防災緊急事業5箇年計画に掲げられた地域防災拠点施設であって、かつ、以下の全ての機能を有する施設

- ・津波避難機能(津波の際に付近の住民等が避難できる空間)又は総合監視機能(情報連絡室、職員関係室等)
- ・防災教育機能(地震体験室、展示室等)
- ・備蓄機能

##### (3) 規模

原則延べ面積1,300㎡以上(津波避難機能を有する施設については、避難計画人数の収容に必要な面積が確保できるものであればよい)

##### (4) 補助率等

1/2(国費2億5千万円を上限)

##### (5) 補助対象経費

工事費、測量試験費、設計管理費、事務費

### ●津波避難タワー整備事業：総務省消防庁

#### ○趣旨

地方公共団体において、「津波避難ビル等に係るガイドライン」に従った津波避難ビルの指定や、津波避難タワーの整備が迅速に実施されるために、地方財政措置を行うものである。

#### ○地方財政措置の内容

防災対策事業(防災基盤整備事業)

##### (1) 対象事業

津波避難タワーの整備

##### (2) 財源措置

一般単独事業債充当率75%、交付税算入率30%

### ●災害に強い漁業地域づくり事業：農林水産省水産庁(平成18年度 予算案)

#### ○趣旨

平成16年における台風や地震をはじめ、平成17年3月における福岡県西方沖地震の発生等、昨今漁港・漁村の災害が頻発している。加えて、スマトラ島沖地震及び津波により、地震・津波等に対する防災対策の重要性について国民の関心が高まっており、公共施設の耐震化等の整備促進はもとより、地域の防災診断や情報管理に係るソフト施策等との連携による総合対策が求められているところである。

これまで「災害に強い漁港漁村づくり事業」や「防災拠点漁港整備事業」に基づき耐震強化岸壁の整備等ハード中心の対策は推進しているが、公共事業中心の内容であり、災害時の水産物の流通機能の確保の観点やソフト対策まで含まれたものではなかった。

このため、これらを「災害に強い漁業地域づくり事業」に再編、拡充し、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト施策一体となった防災強化対策を推進する。

#### ○内容

漁業地域におけるハード・ソフトを含めたトータルの防災強化対策として、安全安心な漁港・漁村の就労環境・生活環境の確保や災害時における消費者への水産物の安定供給の確保等を図るため、災害に強い漁業地域づくりを推進する。

当事業は以下の(1)及び(2)の事業で構成され、事業実施主体は、「災害に強い漁業地域づくり事業」に係る地域の基本計画を作成し、これに基づき以下の構成事業を総合的かつ効率的に実施する。

##### (1) 公共事業

###### 水産基盤整備関係事業

岸壁の耐震化、人工地盤、可動式防波堤、防波堤の嵩上げ、ヘリコプターの離発着場所として転用可能な用地整備、避難広場、避難路等

追加メニュー：津波避難施設、漂流防止の施設

###### 漁港海岸事業

護岸のかさ上げ、水門等の遠隔操作化等

##### (2) 非公共事業

###### 強い水産業づくり交付金

うち漁村地域の活性化（非公共ハード）

防災安全施設、備蓄倉庫等

追加メニュー：荷さばき施設等の耐震強化、非常用電源を確保するための施設等

うち経営構造改善（非公共ハード）

追加メニュー：荷さばき施設等の耐震強化、非常用電源を確保するための施設等（生産規模又は能力の拡大を伴うもの）

うち漁村地域の活性化（非公共ソフト）

追加メニュー：「防災強化対策支援」として、個別地域の防災診断（液状化診断を含む）等の調査、地域の防災目標の設定、防災対応マニュアルの作成、防災や災害に係る情報収集や情報提供システムの構築、被災時を想定した漁業者の利用調整協議や防災に係る活動等

具体的には、以下の3つの観点から防災強化対策を図る。

##### ① 災害時における水産物流通機能の確保

水産物の流通機能を確保する観点から、主として地震災害を念頭に、水産物の流通の拠点となる漁港において、岸壁や荷さばき施設の耐震化など災害時の水産物流通機能の確保を図る。

##### ② 漁港の就労者や来訪者の津波避難対策等の安全性確保

漁港の就労者や漁港への来訪者の津波避難対策等の安全性確保の観点から、避難路や避難場所の確保、防災活動の推進など安全対策を図る。

##### ③ 漁村の総合的な防災対策

漁村の総合的な防災対策の観点から、地震・津波・高潮等の災害を念頭に、被災地の支援基地としての漁港利用など、漁村における総合的な防災対策の強化を図る。

#### ○事業実施主体及び事業実施期間

事業実施主体：(1) 公共事業

国、都道府県、市町村（各事業毎に規定）

(2) 非公共事業

地方公共団体、漁業協同組合等（各事業毎に規定）

事業実施期間：平成18年度～

○補助率

1/2 等（各事業の補助率による）

●まちづくり交付金：国土交通省都市・地域整備局

○目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

○概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金である。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注 1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

③ 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価（注 2）を求めることとし、その結果等について確認し公表。

（注 1） まちづくりの目標の設定

まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数（可能な限り数値化・指標化を図る）等

（注 2）数値化された指標の達成状況を評価

○交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等

- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

（注）津波避難ビルの整備については、上記の「市町村の提案に基づく事業」として交付対象とすることが考えられる。その場合、市町村が施設整備に対して交付することもあれば、民間の既存ビル所有者が実施する耐震補強や外部階段整備に対する、市町村による助成事業に対して交付することも考えられる。

○交付期間

概ね 3～5 年

○交付率

事業費に対して概ね 4 割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

●地方道路整備臨時交付金：国土交通省道路局

○目的

地域の課題に対応した複数の都道府県道及び市町村道の事業に対して、交付金を一括して交付することにより、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりを推進する。

○概要

複数市町村にわたる地域などで、市町村合併、高度医療の充実など地域の課題に対応して一体的に行われる道路整備を、パッケージ（対象事業）として緊急かつ集中的に支援するため交付金を交付する。

① 整備方針の作成

交付金の交付を受けて事業を実施しようとする地方公共団体は、対象事業ごとに概ね 5 箇

年間で行う「整備方針」を取りまとめ、整備に関する成果の目標（アウトカム目標）及び対象事業全体のB/Cを公表。（補助事業のような採択基準はなく、地方が地域の課題に対応して自由に対象事業を設定）

② 実施に関する計画の作成

毎年度の交付にあたっては、対象事業について「実施に関する計画」を作成し国土交通大臣に提出。

③ 交付金の交付

提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付する交付金の額を決定。（個別事業への配分は地方の自由裁量）

④ 中間評価、事後評価

目標の達成状況の中間評価、事後評価を行い、地方公共団体において公表。

○ 交付対象

都道府県道又は市町村道の改築又は修繕事業

（注）避難路整備等に対する支援が可能。

○ 交付期間

概ね5箇年

○ 交付率

都道府県全体で5.5/10（沖縄8/10、奄美諸島7/10、北海道・離島・雪寒6/10）

●道路開発資金制度（駐車場等整備事業）：国土交通省道路局

○目的

道路に関する公共の利益に資する事業への民間活力等の導入を促進するため、長期かつ低利の融資を行い、もって道路の機能開発と高度利用の促進に寄与する。

○概要（駐車場等整備事業／駐車場又は休憩所）

地方道路公社、道路法による占用許可を受けた方等が整備するSA・PAや「道の駅」の駐車場・休憩所など次の駐車場又は休憩所などを対象として、資金を融資するもの。

①駐車場

イ．自動車専用道路若しくはこれに準ずる道路の附属物又は高速自動車国道の連結許可施設として建設する駐車場で、面積がおおむね1,000㎡以上のもの。

ロ．前記イの道路以外の道路に接して建設する無料の一般公共用駐車場で、これと一体的に利用される道路附属物駐車場分を含めた面積がおおむね1,000㎡以上のもの。

②休憩所

次の休憩所で、いずれも道路情報の提供など公共的な機能を有するもの。

イ．前記①．イの駐車場に建設する休憩所

ロ．前記①．イの駐車場又は前記①．ロの道路若しくは駐車場に接して建設する無料の一般公共用休憩所

（注）当該施設を一時的な避難場所とするにあたって必要な整備を実施する場合に活用することが考えられる。

○融資内容

・国の貸付金と民間資金とを一体として融資。

・国の貸付金と民間資金の比率は原則として1：1。

・国の貸付金の利率は財政融資資金貸付金利（財投金利）（貸付期間中固定、現在0.9%）

・民間資金の利率は事業に応じ、長期プライムレート（5年見直し、現在1.5%）または短期プライムレート（半年見直し、現在1.375%）+0.7%

・償還は事業に応じ、1年、3年、5年又は8年の元金の据置期間の後、元金均等の半年年賦又は一年年賦

・担保として、金融機関或いは地方公共団体の保証が必要。

・民間資金の融資分については、別途所定の貸付手数料。

○償還期間

・事業に応じ、6年、7年、10年、15年、20年。

●住宅・建築物耐震改修等事業：国土交通省住宅局

○目的

地震の際の住宅・建築物の耐震性の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。

○制度の概要

対象	主な要件等
耐震 診断	戸建て住宅 マンション 補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3+地方公共団体 1/3
	建築物 補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/3 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3+地方公共団体 1/3
耐震 改修 等	戸建て 住宅 地域要件：老朽住宅の密集市街地または地震防災対策 強化地域内等で、震災時に倒壊により避難困難が生 じるおそれのある地区 補助対象：耐震改修工事費（建替含む） 補助率：14%（国 8%+地方公共団体 6%） ※工事費（総工費 32,600円/a）の30%につ いて、国費で1/3を補助
	建築物 ・ マンション 地域要件：地震防災対策強化地域内等のDID地区等 補助対象 ○調査設計計画費（10名以上のマンションに限る） 補助率：国 1/6+地方公共団体 1/6 ○耐震改修促進法の認定を受けて行う耐震改修工事費 補助率：13.2%（国 6.6%+地方公共団体 6.6%） ※工事費（総工費 47,300円/a）の30.7%につ いて、国費で1/6を補助
その他住宅の 耐震化の促進 に関する事業	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3+地方公共団体 1/3

※ 耐震改修については、大規模地震の発生の恐れのある地域の市街地等の住宅に限定

●地域住宅交付金：国土交通省住宅局

○目 的

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することの支援。

○概 要

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

- (1) 交付対象  
地方公共団体
- (2) 交付期間  
計画に定める期間
- (3) 交付対象事業  
計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業等

①基幹事業

- ・公営住宅建設等事業
- ・住宅地区改良事業等
- ・住宅市街地総合整備事業のうち、密集住宅市街地整備型のもの
- ・都心共同住宅供給事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・住宅市街地基盤整備事業（上記事業に関連する公共施設整備）

②提案事業

地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等。

(例)

- ・民間住宅の耐震改修・建替え
- ・公営住宅等の社会福祉施設等の一体的整備
- ・住宅相談・住情報提供

(注) 津波避難ビルの整備については、上記の提案事業として交付対象とすることが考えられる。

(4) 交付率

事業費に対して概ね 45% (交付金の額は一定の算定方法により算出)

●小規模住宅地区改良事業：国土交通省住宅局

○趣旨

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区については、地区の整備により、住環境の整備改善又は災害の防止を図る必要がある。

特に、津波被害が想定される地区については、公共公益施設としての避難路、避難地、避難場所としても利用できる集会所等の整備を行い、沿岸部集落の安全性の確保を図る。

○事業内容

(1) 事業主体

地方公共団体 (都道府県、市町村)

(2) 地区要件

- ・不良住宅戸数 15 戸以上
- ・不良住宅率 50%以上

(3) 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率：国 1/2 (※跡地非公共 1/3))
- ・改良住宅 (従前居住者用住宅) 建設 (補助率：国 2/3)
- ・公共公益施設 (道路、緑地、集会所等) 整備 (補助率：国 1/2)

(4) 地方財政措置

- ・起債措置：公営住宅建設事業債 100%

●港湾環境整備事業 (緑地等整備)：国土交通省港湾局

○趣旨

港湾は、大震災の発生時において、海上輸送を活用した緊急物資の輸送や救援活動が可能であり、港湾緑地は耐震バースと一体となりその拠点機能を発揮する。

また、周辺住民等の避難地としての機能を有している一方、津波等の発生時には、緑地利用者等が安全に退避可能な高台を緑地内に必要に応じて確保しておく必要がある。

○事業内容

港湾内の生活・労働環境の改善等を図り、港湾空間において良好な環境を形成するため、港湾緑地等の整備を行う。

また、災害時の緊急物資や避難民を輸送するための耐震バースと一体となった防災拠点緑地、避難民のための避難緑地等の整備を行う。

さらには、津波発生時等に避難場所となるよう、必要に応じて緑地内に、築山等の高台の整備を行う。

○補助率

内地・離島・北海道：5/10 (用地 1/3)、沖縄：6/10 (用地 4/10)

●津波・高潮危機管理対策緊急事業：国土交通省港湾局・河川局、農林水産省水産庁

○目的

津波に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波発生時における人名の優先的な防護を推進することを目的とする。

○施策概要

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波危機管理対策緊急事業計画に基

づき、5年以内に、以下の対策を統合補助金により総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化
- ② 津波防災ステーションの整備
- ③ 堤防護岸の破堤防止等のための緊急改良
- ④ 津波ハザードマップ作成支援（耐震調査、浸水想定区域調査及び避難路調査等）
- ⑤ 津波情報提供施設の設置
- ⑥ 避難対策としての管理用通路との整備
- ⑦ 避難用通路の設置

高潮危機管理対策としてはゼロメートル地帯における③、④のみ対象

○事業主体

都道府県、市町村

○補助率

1/2



●地域防災対策支援事業費総合補助金：和歌山県

○趣旨

今世紀前半に発生が予想される東南海・南海地震に備え、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助による地域の防災体制の強化、津波避難対策等の地域の課題・実情に応じた事業について、できるものから着実に実施していくことが重要である。

そのため、従来の地震防災施設等整備補助金の対象事業を継続しつつ、新たに対象事業を追加し、自助・共助・公助が一体となった地域の防災体制強化と地震防災施設等の整備のため早急に実施する必要のある事業について、総合的に支援する制度をH16年度に創設した。

ー地域の実情に応じた課題対応型補助金ー

- 自助・共助及び公助との連携による地域の防災体制の整備強化

住民の自助、地域ぐるみの共助による自主的な防災体制の確立と公助による地域防災体制整備の支援を推進

- 地域の小規模地震対策の呼び水に

市町村等による簡易な避難路の整備、誘導標識の設置などすぐにでも実施可能な小規模な地震防災施設・設備整備を促進

○補助対象事業

- 1) 地域防災体制整備事業

自主防災組織の結成促進・活動支援、市町村等の自主防災活動の指導・支援及び自主防災組織等との連携により実施する事業を支援

避難計画・ハザードマップ等の作成、訓練等の実施、自主防災組織資機材整備、案内板・誘導標識等の設置整備、簡易な避難路等の整備、市町村等が自主防災組織と連携して実施する啓発・訓練等の実施及び地域の企業・教育研究機関等と連携して実施する啓発・調査研究等の事業

- 2) 地震防災施設等整備事業

市町村等が実施する広域応援援体制、情報伝達設備、避難対策等の地震防災対策施設等の整備・充実を支援

避難路等の簡易な避難施設・設備整備、広域応援援体制の整備、情報収集・連絡用施設の整備等

<p>3) 津波避難困難地域解消モデル事業（平成 18 年度から） 津波避難困難地域解消のための避難タワー建設など</p> <p>○補助対象事業者</p> <p>1) 市町村</p> <p>2) 消防に関する事務を共同処理する一部事務組合</p> <p>○補助率及び補助限度額</p> <p>1) 補助率 市町村等負担額の 1 / 2 以内</p> <p>2) 補助限度額 10,000 千円 / 1 市町村（津波避難困難地域モデル事業を除く）</p>
--

<p>●防災集団移転促進事業：国土交通省都市・地域整備局</p> <p>○目的</p> <p>災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団の移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図る。</p> <p>○事業の概要</p> <p>(1) 事業計画の策定等</p> <p>市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転促進区域：災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域</li> <li>・住宅団地の規模：10 戸以上（移転しようとする住居の数が 20 戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要</li> </ul> <p>(2) 事業主体</p> <p>市町村（特別な場合は都道府県）</p> <p>(3) 国の補助</p> <p>以下の経費に対して補助を行う（補助率：3 / 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅団地の用地取得造成</li> <li>② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）</li> <li>③ 住宅団地の公共施設の整備</li> <li>④ 移転促進区域内の農地等の買い取り</li> <li>⑤ 住宅団地内の共同作業所等</li> <li>⑥ 移転者の住居の移転に対する補助</li> </ul> <p>(4) 市町村の配慮</p> <p>市町村は、事業計画の策定に当たり、①移転促進区域内の住民の意向を尊重、②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮</p>
---

<p>●都市防災総合推進事業：国土交通省都市・地域整備局</p> <p>○背景・目的</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。</p> <p>このため、都市防災対策室では、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施する。</p> <p>○事業の概要</p> <p>①災害危険度判定調査</p> <p>[目的]</p> <p>地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。</p>
--

[補助対象]

・ 建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

[事業主体]

都道府県、市

[補助率]

1 / 3

②住民等のまちづくり活動支援

[目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[補助対象]

- ・ 住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・ まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・ 地区のまちづくり方針の作成

[事業主体]

市町村、防災街区整備推進機構

[補助率]

1 / 3

③地区公共施設等整備

[目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。

[補助対象]

- ・ 道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・ 防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備を含む）

[事業主体]

市、防災街区整備推進機構

[補助率]

1 / 2（用地費は1 / 3）

④都市防災不燃化促進

[目的]

避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることを目的とする。

[補助対象]

- ・ 避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火建築物、準耐火建築物の建築への助成
- ・ 現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

[事業主体]

都道府県、市

[補助率]

1 / 2（調査は1 / 3）

○対象地域

	災害危険 度 判定調査	住民等のま ちづくり活動 支援	地区公共施 設等整備	都市防 災 不燃化 促進
大規模地震発生の可能性の高い 地域*1	○	○	○	○*2
三大都市圏	既成市街地等	○	○	○
	近郊整備地帯等	×	○	×
政令指定都市	○	○	○	○
道府県庁 所在都市	中核市	○	○	×
	中核市以外	○	○	×
上記以外の地域	×	○	×	×

\*1: 地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域  
 \*2: 地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にあっては人口10万人以上の都市、観測強化地域・特定観測地域にあっては人口集中の著しい都市

●津波・高潮防災ステーション整備事業：国土交通省港湾局・河川局、農林水産省水産庁

○目的

津波及び高潮による災害の危険性が高い地域において、海岸関係省庁の連携の下、津波・高潮危険情報の基礎となる海象データの収集処理を行うとともに、水門や陸閘等海岸保全施設の遠隔操作などにより効率的かつ迅速に管理制御し、安全な海域の形成に資するものです。

○事業内容

津波・高潮防災ステーション整備は下記のとおりとする。

- [1] 水門、陸閘の新設・改良及び遠隔操作化に必要な機器（遠隔操作を確実にを行うための I T V 等監視装置を含む）整備
- [2] 遠隔操作を一元的に行う制御設備及び当該設備を収容する建屋の整備
- [3] 水門、陸閘等の海岸保全施設と一体となって整備する潮位計、波高計、風速計、風向計等の観測機器の設置
- [4] 水門、陸閘等の開閉情報等を海岸利用者等に伝達する安全情報伝達施設の整備

○補助内容

海岸保全施設整備事業費補助の既定事業で実施

●海岸緊急防災対策事業：国土交通省河川局（平成18年度案）

越波した海水が地形上の制約から滞留する地区において、陸側に海岸保全区域を拡張した面的防護方式として、堤防嵩上げに代わり、地盤嵩上げ事業を実施する「海岸緊急防災対策事業」を創設し、壊滅的被害を防ぐ対策を講じる。

●震災避難標識整備事業：財団法人日本宝くじ協会助成事業

○目的

大規模地震の発生による市街地火災や津波災害から地域住民、観光客等を安全かつ迅速に避難させ、被害の軽減に資する。

○事業実施主体

市町村、消防本部

○要件

- ①原則として人口5万人以上50万人未満の市町村のうち、地域防災計画に震災対策に関する計画の規定を整備し、平成13年度の財政力指数が0.8以下であるもの。
- ②津波災害危険のある海岸線を有し、海水浴客等の地理不案内者が多数予想され、かつ、平成13年度の財政力指数が0.8以下であるもの。

○補助率  
寄贈

●コミュニティ助成事業（自主防災組織育成）：財団法人日本宝くじ協会助成事業

○助成金  
30万円～200万円  
○助成対象  
情報連絡、消火、水防、救出救護、給食給水、避難、防災教育などに必要な施設または設備の整備

●消防防災設備整備費補助金（自主防災組織活性化事業）：総務省消防庁

○目的  
地域防災力の鍵となる自主防災組織の結成をさらに促進する。  
○補助対象  
市町村  
○補助率  
1/3  
○助成補助対象資機材  
初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、訓練用資機材、簡易格納庫あるいは防災倉庫

●市町村防災図上訓練推進モデル事業：総務省消防庁、(財)消防科学総合センター

平成18年度は、人口5万人以下の市町村6団体程度が対象  
○内容  
(1)市町村長を中心とした防災図上訓練の実施支援  
(2)住民参加「防災ワークショップ」及び「防災研修会」の開催支援  
○モデル市町村の費用負担  
(1)訓練支援チームの現地移動費  
(2)会場使用料、付帯設備使用料、会場要員費、印刷費、その他の費用

●津波対策にかかる急傾斜地崩壊対策事業：国土交通省

○内容  
大規模地震による津波の発生が予想される地域において、がけ地の斜面整備と併せて法面に避難路を整備し、地域住民の迅速な避難対応を確保する。  
○要件  
過去に津波による被害が発生した地域又は津波の被害の懸念される地域において、急傾斜地崩壊対策事業として実施する。  
○補助率  
国 4/10～4.75/10  
県 4/10～4.75/10  
受益者負担金 2/10～0.5/10

●特定利用斜面保全事業：国土交通省

○内容  
斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を第一義として、地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業とその他の公共公益事業との調整によって、より望ましい斜面空間利用の誘導を図ることを目的とする。  
○要件  
地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域のうち他の事業との調整により、斜面空間の利用が可能な箇所。

○補助率
補助率
・地すべり対策事業
国    1/2
県    1/2
・急傾斜地崩壊対策事業
国    4/10～4.75/10
県    4/10～4.75/10
受益者負担金
2/10～0.5/10

●防災基盤整備事業：総務省消防庁
○内容
地域における「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、住民の安全の確保と被害の軽減を図るため、地方公共団体が計画的に実施する防災基盤整備事業を支援する
○要件
・専ら行政主体が直接使用するための施設を除く。
・防災基盤整備事業計画を策定し、協議し、承認を受ける。
○補助率
防災対策事業債充当
おおむね75%
元利償還金の30%に相当する額を後年度交付税措置

## 資料7 津波避難ビルガイドライン（抜粋）

「津波避難ビル等に係るガイドライン」（平成17年6月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）に示されている津波避難ビル等の要件及び留意点を以下に示す。

### 津波避難ビル等に係るガイドライン 第2章 津波避難ビル等の要件及び留意点

ここでは、津波避難ビル等の指定を検討する際の、適切な構造物の選定基準（構造的要件）、及び適正な配置（位置的要件）等について解説する。

#### 第1節 構造的要件

津波避難ビル等の指定を検討する際の構造的要件（耐震性及び津波に対する構造安全性）について解説する。

##### 基本方針

##### (1) 耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とする。

##### (2) 津波に対する構造安全性

原則としてRCまたはSRC構造とし、想定浸水深に応じて、階数や、津波の進行方向の奥行きを考慮する。

#### 解説

##### (1) 耐震性

津波避難ビル等の選定にあたっては、津波に先立ち発生する地震に対する安全性の有無に配慮する必要がある。

具体的には、耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物、または、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合している建築物であることが望まれる。

##### (2) 津波に対する構造安全性

人工構造物の津波による影響については、建物の平面形状、窓開口等の配置により異なるほか、浮力の効果、洗掘、流速の影響等、様々な要因があり、今後の研究が望まれる部分が多い。

しかし、既往の研究成果等から、RCまたはSRC構造であることが一つの目安と考えられる。

また、基本的には、建物の高さが高く、津波の進行方向の奥行きが大きいほど安全性は高い。

津波避難ビル等の選定にあたっては、想定される浸水深が2mの場合は3階建て以上

(想定される浸水深が 1m 以下であれば 2 階建てでも可)、3m の場合は 4 階建て以上の RC または SRC 構造の施設を候補とするが、津波の進行方向の奥行きも十分に考慮しておく。

以上、津波避難ビル等の選定にあたっては、上記の耐震性及び津波に対する構造安全性を満たしていることが望まれる。しかし、これらの要件を満足していても、想定以上の地震や津波からの安全を確実に保証するものではないこと、また、特に津波については、波圧等の影響が不明の部分が多く、また漂流物の衝突も考えられること等から、想定浸水深以下の津波であっても損壊等を生じる可能性があることに留意が必要である。